

広島県地域福祉支援計画



広島県地域福祉支援計画の 策定に当たって



人口減少や少子高齢化が進展し、人々のライフスタイルが多様化したことにより、家族関係の変化や、地域のつながりの希薄化など、社会構造が大きく変化してきました。

一方で、近年、社会的な孤立、ダブルケア、8050問題、ひきこもり、孤立死といった複合的な課題や、制度の狭間の課題など、福祉に関する課題が複雑化し、これまでの福祉制度では対応できない状況にあり、これらの課題に対応するためには、住民同士の支え合いと、地域で課題を解決する力が求められています。

このような中、平成30年7月に豪雨災害を経験し、住民同士のつながりや地域での支え合いの大切さが再認識されるとともに、地域コミュニティの力が再評価されました。

私たちは、こうした社会構造や状況の変化を踏まえた、支え合いの仕組みの構築や、地域コミュニティの再生について考えていく必要があります。

本計画では、「県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことのできる地域共生社会の実現」を目指して、まずは多様な主体との協働による支える側の裾野の拡大と、課題を抱える住民を漏らさず受け止める体制の構築により、支え合いを進めるための土壌と仕組みづくりに取り組むこととしております。

地域共生社会は、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、企業などのさまざまな主体、そして何より県民の皆様の御理解と御協力があってこそ実現するものと確信しております。

一緒に、「多様性を認め合い 支え合いながら 自分らしく活躍できる 安心と活気あふれる 共生のまち 広島県」を実現していきましょう。

令和2年(2020)年4月

広島県知事 湯崎 英彦

目次

第1章 広島県地域福祉支援計画の概要

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画のマネジメント	2

第2章 基本理念・目指す姿

1 基本理念	3
2 個別施策ごとの目指す姿	3
3 目指す姿の実現に向けた方策	3
4 注視する指標	5

第3章 地域福祉推進に向けた現状

1 日本社会の変化	6
2 地域福祉に関する現状	6
3 地域福祉政策の動向	8
4 本県の現状	9

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

◇問題の構造化と解決策の仮説	26
◇計画の施策体系	28
1 重層的なセーフティネットの構築	29
(1) 多様な主体による支え合いづくり	29
(2) 地域支え合いネットワークの構築	34
2 地域共生社会の実現に向けた推進体制	40
(1) 推進組織の設置	40
(2) 市町の取組に対する県の支援	40

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

1 見守り合い・支え合いの推進	41
(1) 地域の見守り活動の推進	43
(2) 民生委員・児童委員の確保	44
(3) 地域の担い手の養成	44
(4) 住民の学習機会の充実	44
(5) 学校教育における福祉教育の推進	44
2 共に支え合う地域づくりの推進	45
(1) 避難行動要支援者対策の推進	48
(2) 外国人の生活支援の充実	48
(3) 矯正施設退所者の地域定着支援	49
(4) 社会福祉法人による地域公益活動の促進	49
3 権利擁護の推進	51

資料編

1 用語解説	53
2 広島県地域福祉支援計画の策定に係る検討経過	57
3 広島県地域福祉支援計画策定委員会 委員名簿	58
4 広島県地域福祉支援計画策定に係る座談会 構成団体	59
5 広島県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱	60
6 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）	62

1 計画の策定趣旨

- 社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的な支援が提供されるようになりました。
- その一方で、家族や地域の支え合い機能が低下し、従来の福祉的な課題に加えて、ダブルケアや8050問題などの複合的な課題や制度の狭間の課題が顕在化しているほか、社会的孤立など地域とのつながりが薄まる中で、福祉課題を抱えた人や世帯が発見されず、具体的な支援につながっていないケースがあります。
- 今後、高齢化が更に進行し、高齢者の単独世帯の増加が見込まれ、一層、発見されず支援につながらないリスクが増大する恐れがあり、地域の課題の発見力を強化していく必要があります。
- 地域共生社会とは、高齢者、障害者、子供・子育て家庭を始め、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割をもち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる包摂的なコミュニティ、地域や社会をつくることです。
- 本県では、こうしたこれまでの福祉制度では対応できない課題へ対応しながら、地域共生社会の実現に向けて取組を進めるため、「広島県地域福祉支援計画」を策定します。
- この計画では、市町の地域福祉推進の新たなガイドラインとして、重層的なセーフティネットの構築と地域福祉施策の推進に向けた県の支援策を示します。
- このことにより、県内全域で、県民が、社会的に誰一人孤立することなく、世代を超えて、住み慣れた場で、生き生きと暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

《地域福祉の定義》

「誰もが、住み慣れた場でその人らしく暮らせる地域社会と仕組みを、みんなでつくる」

誰もが排除されない社会的包摂をめざした地域共生社会の形成を目標に、当事者・地域住民、専門職や事業者、行政等が協働していく政策や実践

出典：藤井博志編「地域福祉のはじめかた」

《地域共生社会の定義》

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

出典：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

第1章 広島県地域福祉支援計画の概要

2 計画の位置づけ

ア 市町地域福祉計画の支援

本計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する「地域福祉計画」の達成に資するため、広域的な見地から、市町の地域福祉の取組の推進を支援するため、関係する事項を一体的に定めます。

イ 共通して取り組む事項を規定

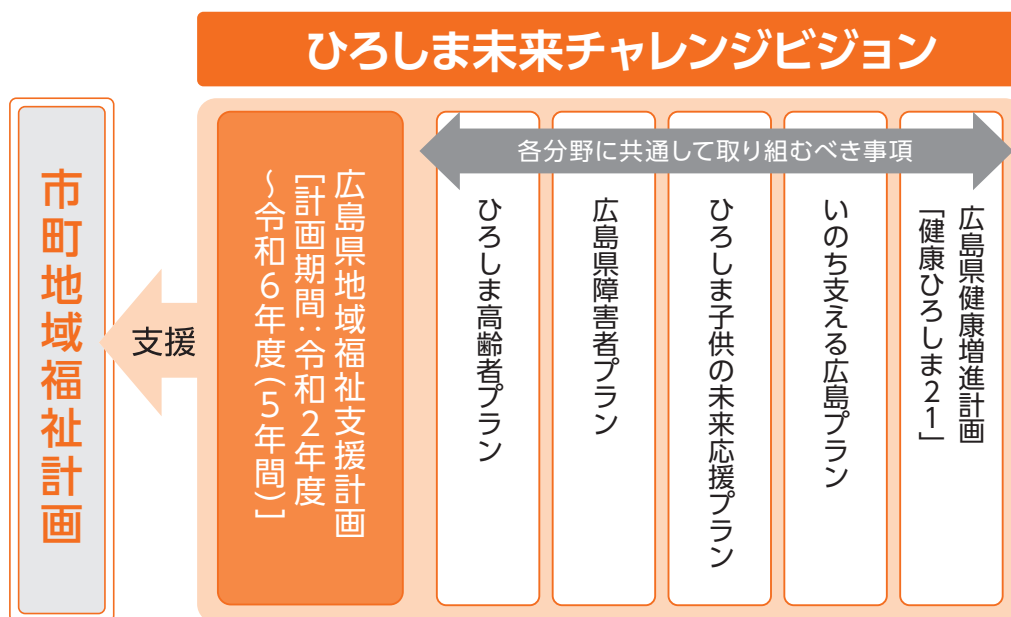
「ひろしま高齢者プラン」、「広島県障害者プラン」、「ひろしま子供の未来応援プラン」、「いのち支える広島プラン」、「広島県健康増進計画「健康ひろしま21」」など、個別計画との連携・整合を図りながら、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めます。

- ・複合的課題や制度の狭間の問題への対応の在り方
- ・福祉以外の様々な分野(まちづくり, 防犯・防災, 社会教育等)との連携
- ・権利擁護の推進 など

3 計画期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間

※ 具体的な取組をモデル的に実施し、効果検証を踏まえ、必要な改定を行います。



4 計画のマネジメント

- 重層的なセーフティネットの構築に向けた施策は、都市部や中山間部など地域の特性を踏まえ、どのような取組が有効であるかをモデル的に実施し、十分に効果を検証した上で、全県展開を検討します。
- 計画のマネジメントを行うために必要な「注視する指標」については、モデル事業の効果を検証した後、設定するとともに、施策毎の「目標値」の必要な見直しを行います。

第2章 基本理念・目指す姿

1 基本理念

本計画では、多世代が生き生きと暮らせる2040年を目指して、将来にわたる不変の考え方として、基本理念を掲げています。

多様性を認め合い 支え合いながら 自分らしく活躍できる
安心と活気あふれる共生のまち 広島県

また、基本理念を具現化するものとして、10年後の目指す姿を設定しています。

【目指す姿】

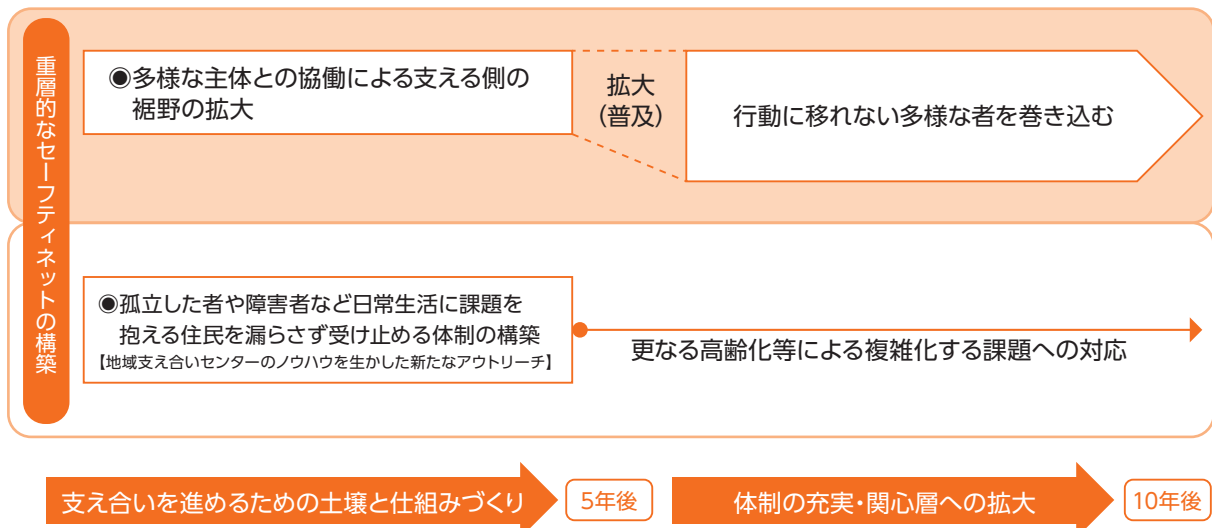
- 県民は、地域コミュニティへの参画や地域活動への参加の機会を得て、地域とのつながりを強め、多様な主体との協働により、見守り合いと支え合いが生まれています。
- 日常生活上の困り事を抱える方々を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、解決につなげる重層的なセーフティネットが構築されています。

2 個別施策ごとの目指す姿

- 第4・5章において、将来像を県民の皆様が把握できるよう、個別の施策ごとに計画期間である「5年後の目指す姿」と「10年後の目指す姿」を設定しています。

3 目指す姿の実現に向けた方策

- 目指す姿の実現に向けて、多様な主体との協働による支える側の裾野の拡大と、課題を抱える住民を漏らさず受け止める体制の構築により、支え合いを進めるための土壌と仕組みづくりを展開します。



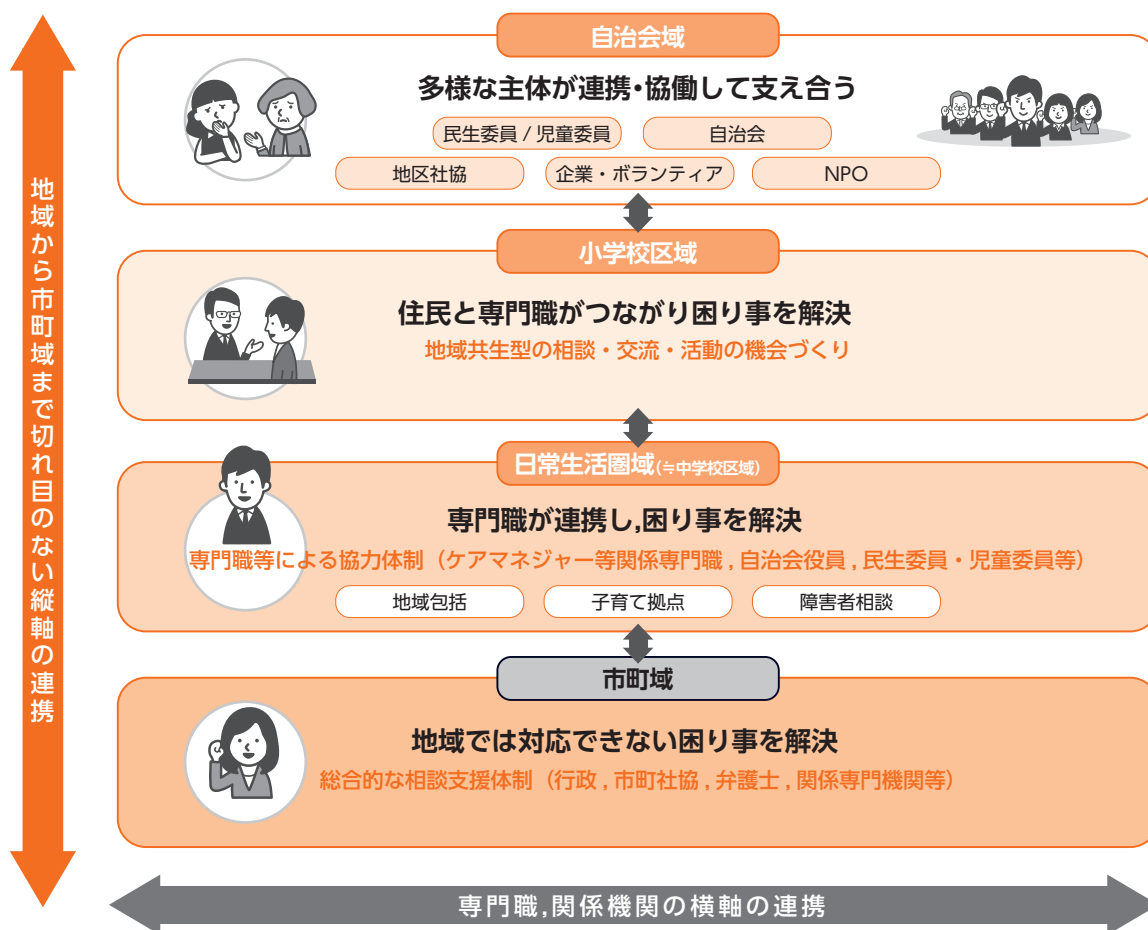
第2章 基本理念・目指す姿

【重層的なセーフティネット イメージ】

《10年後にこんな変化が起きている》

全市町において、自治会などの小地域から市町域まで、「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」、「市町域の関係機関」がつながる重層的なセーフティネットが構築されており、地域生活課題を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、個人の自律を支えながら、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援(伴走型の支援)を提供することができています。

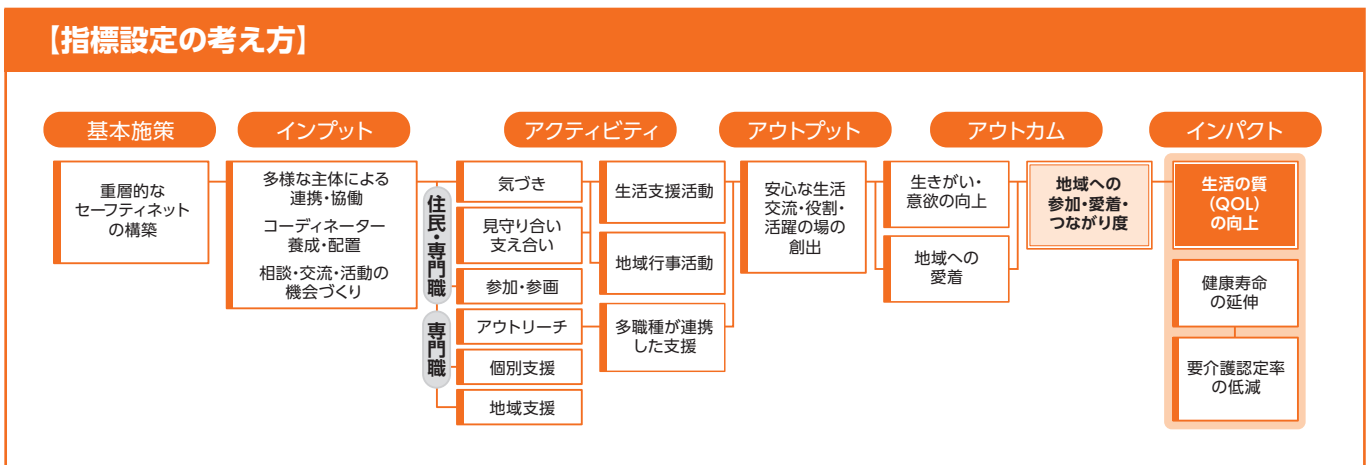
- ✓ 住民は、地域リーダー、企業・ボランティアやNPOなどと協力して、支え合い、生活支援を行う機会を得て、活動に参加しています。
- ✓ 相談・交流・活動の機会づくりによって、住民は困り事を気軽に相談でき、多世代・障害者など住民が出会い、様々な交流や活動が生まれています。
- ✓ 相談された課題が、複雑であっても、住民の代表と専門職が一緒になって、解決策を話し合い、対応しています。
- ✓ 地域で解決できない課題は、行政や社会福祉協議会などが連携して、受け止め、解決に導いてくれています。



4 注視する指標

- 重層的なセーフティネットの構築等の施策を進め、住民・専門職がそれぞれ地域における活動や支援を行うことで、安心な生活・交流・役割・活躍の場が創出され、それが地域住民の生きがいや意欲の向上、地域への愛着をより深めることにつながり、地域への参加・愛着・つながり度などのソーシャル・キャピタルが向上すると考えています。
- ソーシャル・キャピタルの向上を図る指標については、令和元(2019)年9月に本県が実施した県民意識調査や令和2年度から実施するモデル事業の効果検証を踏まえ設定していきます。

【指標設定の考え方】



《参考：地域コミュニティに関する 県民意識調査（令和元年9月 広島県）》

指標	現状値 (県平均)	沿岸部 (※1)	中山間部 (※2)
近隣の方々とよく付き合っている	54.3%	51.4%	75.3%
地域の行事や活動へ参加している	50.3%	47.8%	68.5%
困りごとや悩みに対して地域の方向士での助け合いが できている	48.3%	47.3%	55.2%
10年前と比べて地域とのつながりが強くなっている	8.6%	8.9%	6.7%

(※1)沿岸部(9市4町):広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町

(※2)中山間部(5市5町):府中市, 三次市, 庄原市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸太田町, 北広島町, 世羅町, 神石高原町, 大崎上島町

第3章 地域福祉推進に向けた現状

1 日本社会の変化

- 日本社会がかつて農業社会であった頃、人々の多くは農村部で暮らし、生活のほとんどの部分は住民の自治で成り立っており、防犯や保守管理などは住民達の共同作業でした。
- 明治維新以降、工業化が始まり、生産機能は都市に立地し、工業化により増加する人口も都市に流入していきました。
- 戦後、高度経済成長期に入り、工業化は著しく発展し、より多くの人々が都市に集積していくとともに、電化製品や内風呂の普及など人々の暮らしも大きく変わり、「共有」から「家族専用」へと変化していきました。
- さらには、パソコンや携帯電話の普及など「家族専用」から「自分専用」へと進化し、若者は他人から干渉されることを嫌い、「個」の自由さを求めるようになりました。

2 地域福祉に関する現状

(1) 地域コミュニティの現状

- 地域コミュニティとは、地元の町内会、自治会、農村の寄り合い等地縁的なつながりのある様々な組織や集まりといった地域共同体をイメージしますが、総務省は、「生活地域、特定の目標、特定の趣味など、何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団(人々や団体)」と定義しています。
- 地域コミュニティは、冠婚葬祭、福祉などの相互扶助機能、文化や伝統の管理・継承を行う地域文化維持機能、まちづくりや防災等地域全体に関わる事案で地域住民の協力が不可欠な課題の調整を行う総合利害調整機能といった役割を果たしてきました。
- しかしながら、人口減少・少子高齢化が進展し、個の自由を求める風潮の中で、ライフスタイルの変化や個人の価値観が多様化するとともに、核家族化や単身世帯等家族機能の変化、地縁・血縁・社縁の脆弱化により共同体機能が低下しています。
- 加えて、戦後の経済成長は急激な人口変動と移動を誘発し、人口分布を大きく変容させ、高度経済成長期以降、都市と地方でそれぞれ別の問題を引き起こしました。
- 都市では、人口集中の結果、居住環境の悪化、慢性的な交通渋滞、自然環境の喪失等、労働者の就業状態、住民の生活環境に悪影響を及ぼし、また単身者の増加や核家族化が急速に進み、地域との結びつきや人々との絆が弱くなっています。
- 中山間地域では、若者の流出により地域社会の構成員が減少し、限界集落のようなところでは、地域社会の維持さえ難しい状況となり、買い物や交通などの支援の在り方と地域の在り方を併せて検討することが急務となっています。
- 地域では、民生委員・児童委員や自治会役員等が見守りを行うなど、安心して暮らせる地域の実現に向けて、様々な取組を進めてきましたが、人口減少が本格化することで、担い手の確保が進まず、地域で課題を解決する力(地域力)が、更に低下する恐れがあります。

《災害を教訓とした地域コミュニティづくりへの動き》

- 一方、本県では、平成30年7月豪雨災害を経験して、命を守るためには、お互いに助け合うことが重要であること、災害から生じる課題の解決に、何らかの形で参加・参画し、力を合わせることの大切さを学び、コミュニティの大切さが再認識され、住民団体による防災活動等の団地復興に向けた取組やサロン活動が生まれています。

(2) これまでの福祉制度では対応できない課題の顕在化

- これまで、福祉制度では、個々のリスク・課題の解決を目的として、高齢者・障害者といった対象者別に、公的な福祉サービスを提供してきました。
- しかしながら、地域コミュニティが希薄化した地域では、
 - ・電球の取替え、ゴミ出し、通知の代読など、公的制度では対応できないもの
 - ・ごみ屋敷や多頭飼育など、制度の狭間にあるもの
 - ・要介護の親とひきこもりの子が同居する世帯への対応など、複合的なもの
 - ・虐待、孤立死、悪質商法被害など、地域で生活している人でも見えづらいもの
 - ・防災・防犯など、安全・安心に暮らすために住民の誰にも関係し、備えが必要なもの
 - ・人とかかわり合いたくないなど、自らの選択で社会から孤立しているものなど、対象者別の福祉制度では解決が困難な課題や、様々な生活課題が顕在化しています。
- また、医療的ケア児やその家族、難病患者、矯正施設退所者など地域の課題として共有されにくい問題もあります。
- 一方で、災害時のペットとの同行避難のあり方なども含め、人と動物が共存できる社会の実現も求められています。

(3) 多様な主体と協働した共助による新たな支え合いの必要性

- こうした様々な生活課題に対して、公的な福祉サービスだけでは対応できないことが明らかになっています。
- このため、行政だけでなく、企業・ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間の主体が担い手となり、行政と協働しながら、きめ細かな活動により、地域の生活課題を解決することが求められています。
- このように、多様な主体が協働したインフォーマルな支え合いによる新たなコミュニティづくりを進めることは、ソーシャル・キャピタルの向上にもつながると考えています。

(4) 避難情報等発令時の避難行動要支援者対策、外国人の増加

- 全国では毎年のように災害が発生していますが、本県においても、平成30年7月豪雨災害を受けて、避難情報等発令時の住民による避難行動要支援者への取組が広がっています。
- また、県内では、地域で生活する外国人が増加していることから、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築きながら共に生きていく、「多文化共生」の社会づくりの必要性が高まっています。

第3章 地域福祉推進に向けた現状

3 地域福祉政策の動向

- 社会構造が変化する中、平成12(2000)年の社会福祉基礎構造改革により、社会福祉事業法が改正・改称された社会福祉法には、住民参加による地域福祉の推進が体系的に位置付けられました。
- 地域包括ケアシステムの構築、コミュニティソーシャルワーカーの配置、社会福祉法人の地域公益活動、生活困窮者支援など、世代を超えて孤立を解消し、自立支援を進める施策に取り組んできました。
- 一方で、縦割りの制度構造による制約や、福祉サービスが「措置」ではなく、利用者と福祉事業者との「契約」によって提供され、「提供者」と「利用者」という二分する構造になったことにより、結果として、従来はあった地域の支え合いといった福祉力を、専門職が代替してきたという側面もあります。
- こうした状況を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、平成29(2017)年の社会福祉法が改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念のもとで、住民と関係機関等の協働による包括的支援体制づくりなど、本格的に地域福祉が政策化されました。

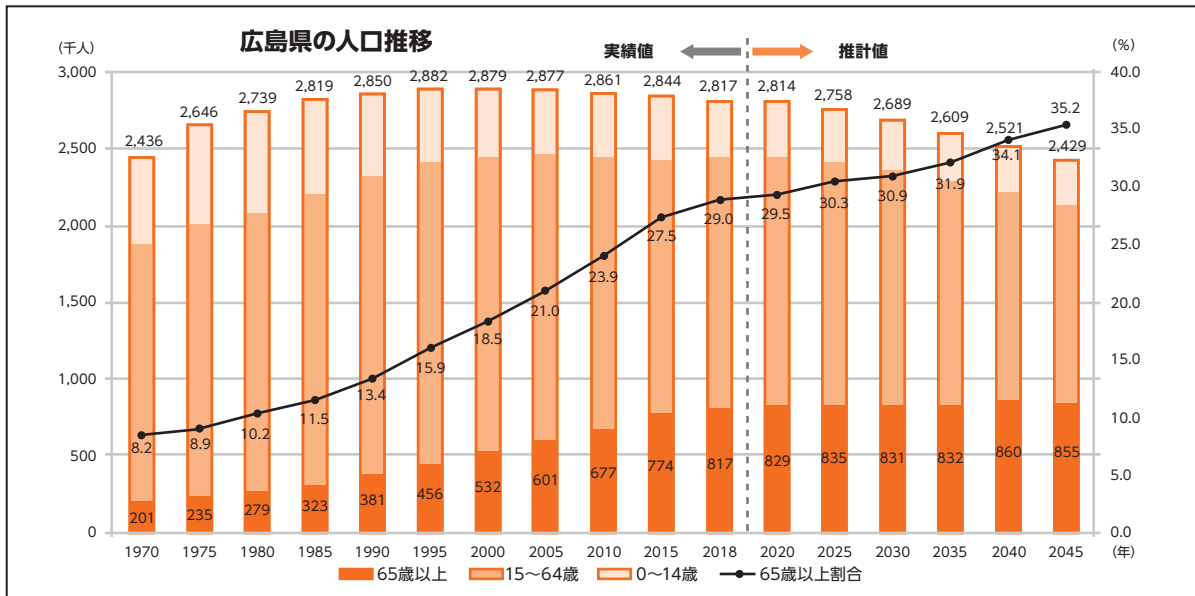
区分	高齢者	障害者	子供・子育て	生活保護・生活困窮者	地域福祉
2000	介護保険法制定 ・措置から契約へ	身体・知的障害者福祉法改正 ・措置から契約へ	子ども・子育て関連三法成立 ・地域子育て支援拠点	生活困窮者自立支援法制定 ・生活困窮者自立相談支援機関の設置	社会福祉法制定 ・住民参加による地域福祉が明確化
2003					
2005	介護保険法改正 ・地域包括支援C創設				
2012	介護保険法改正 ・地域包括ケアシステムの推進				
2013					
2014	医療介護総合確保推進法施行 ・生活支援サービスの充実・強化		子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 ・地域による学習支援等		
2015					社会福祉法改正 ・社会福祉法人地域貢献
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保護法改正 ・子育て世代包括支援センター		
ニッポン一億総活躍プラン（地域共生社会の推進）					
2017					社会福祉法改正 ・地域共生社会推進

4 本県の現状

(1) 本県の人口・出生数・平均世帯人員等の状況

① 本県の人口推移

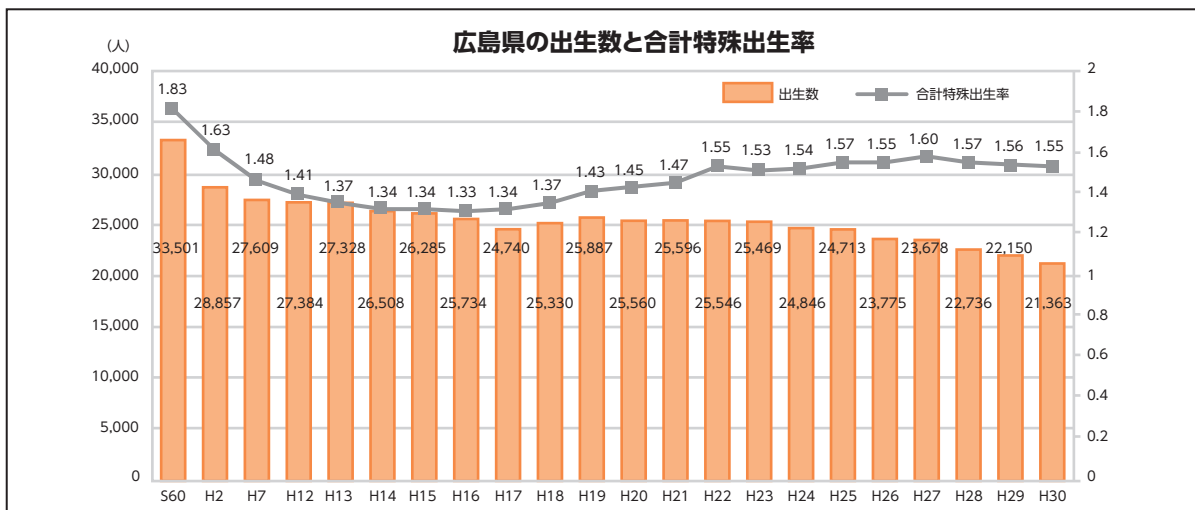
- 本県の人口は平成10(1998)年の288万人をピークに減少しており、令和22(2040)年にはピーク時から約36万人減の252万人になると推計されています。
- 高齢者人口は、令和7(2025)年までは増加が続き、以降、減少傾向になりますが、団塊ジュニア世代の高齢化により、令和22(2040)年には再び増加することが見込まれています。



出典：2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

② 出生数及び合計特殊出生率の推移

- 平成30(2018)年の出生数は21,363人で、平成22(2010)年以降減少傾向で推移しています。
- 平成30(2018)年の合計特殊出生率は1.55で、平成22(2010)年以降横ばいで推移しています。

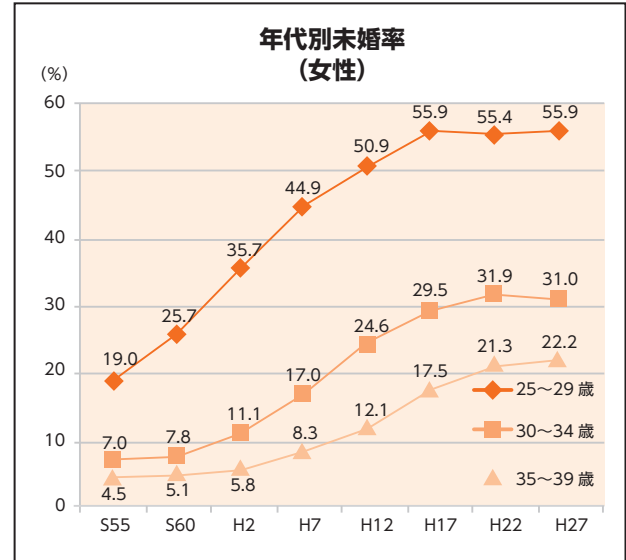
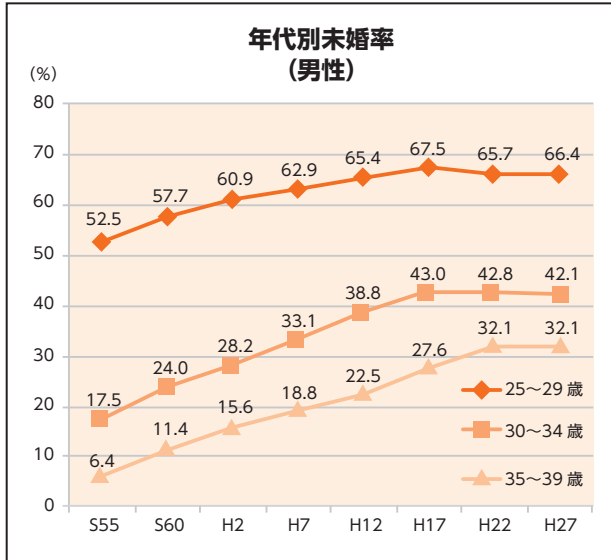


出典：広島県「人口動態調査」。H30は厚生労働省「人口動態統計」

第3章 地域福祉推進に向けた現状

③ 本県の年代別未婚率の推移

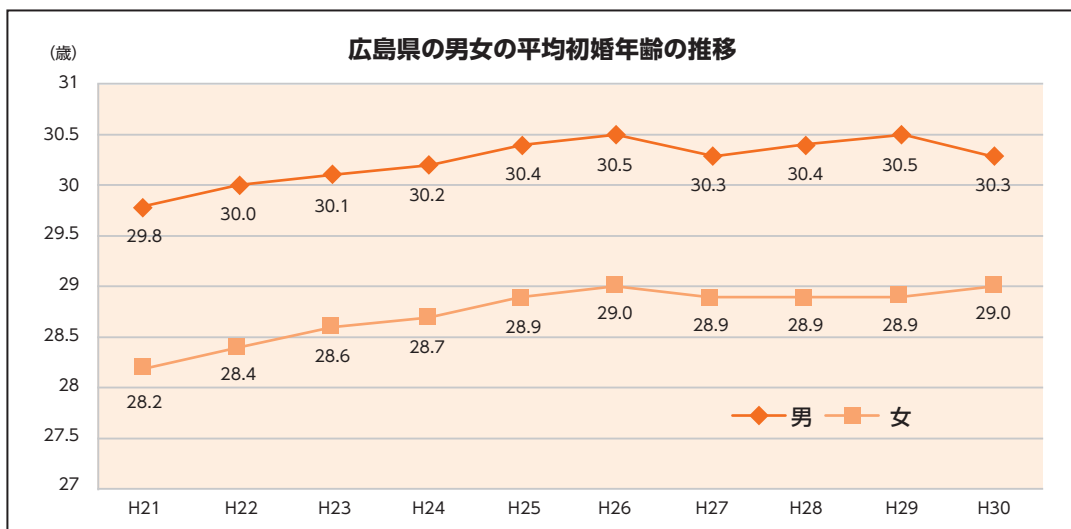
- 年代別未婚率については、各年代、男性・女性とも上昇傾向にあり、平成27(2015)年における35歳から39歳までの未婚率は、男性32.1%、女性22.2%となっています。



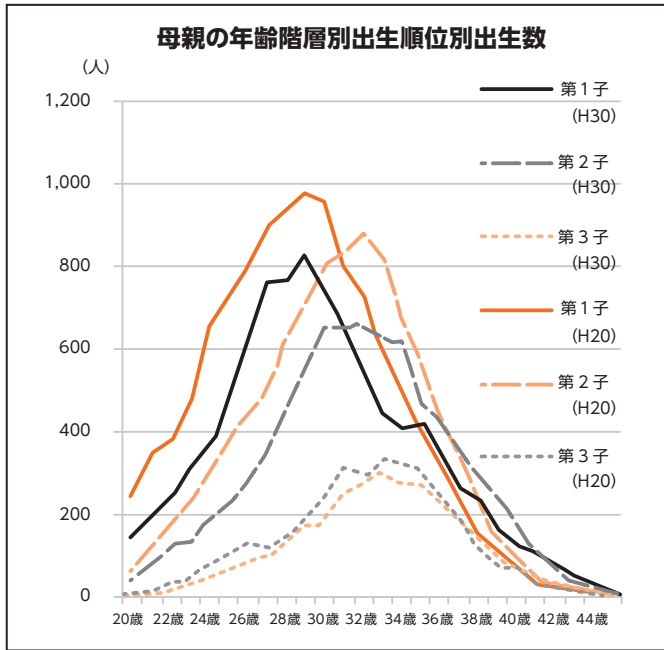
出典：総務省「国勢調査」

④ 本県の晩婚化の状況

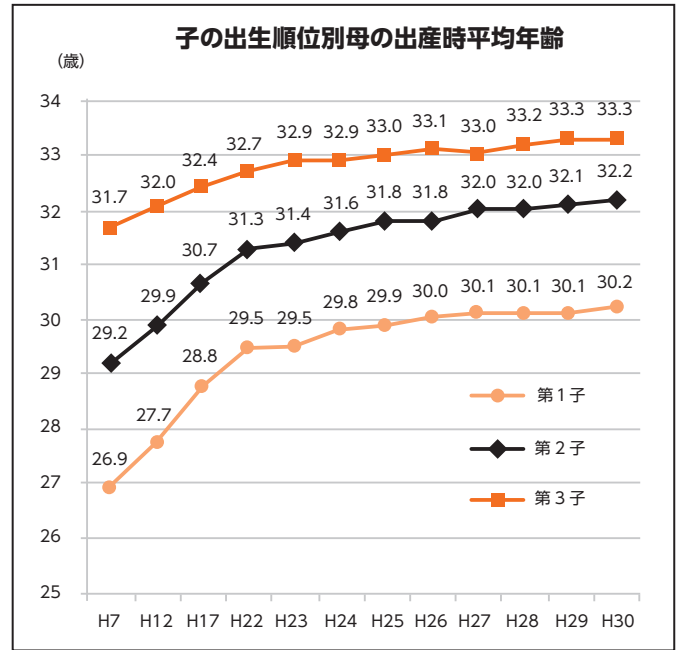
- 男女別の平均初婚年齢について、近年横ばいで推移しているものの、長期トレンドでは上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいます。
- また、母の年齢別出生数について、平成20(2008)年と平成30(2018)年の第1子を比較すると、出生数は減少しているとともに、35歳で初めて20年と30年が逆転し、37歳以降は20年よりも30年が上回る状況にある等、晩産化が進んでいます。
- さらに、母の出産時平均年齢を見ると、第1子の出産年齢は急激に上昇しており、第1子の晩産化が出生数の減少に影響している可能性があります。



出典：厚生労働省「人口動態統計」



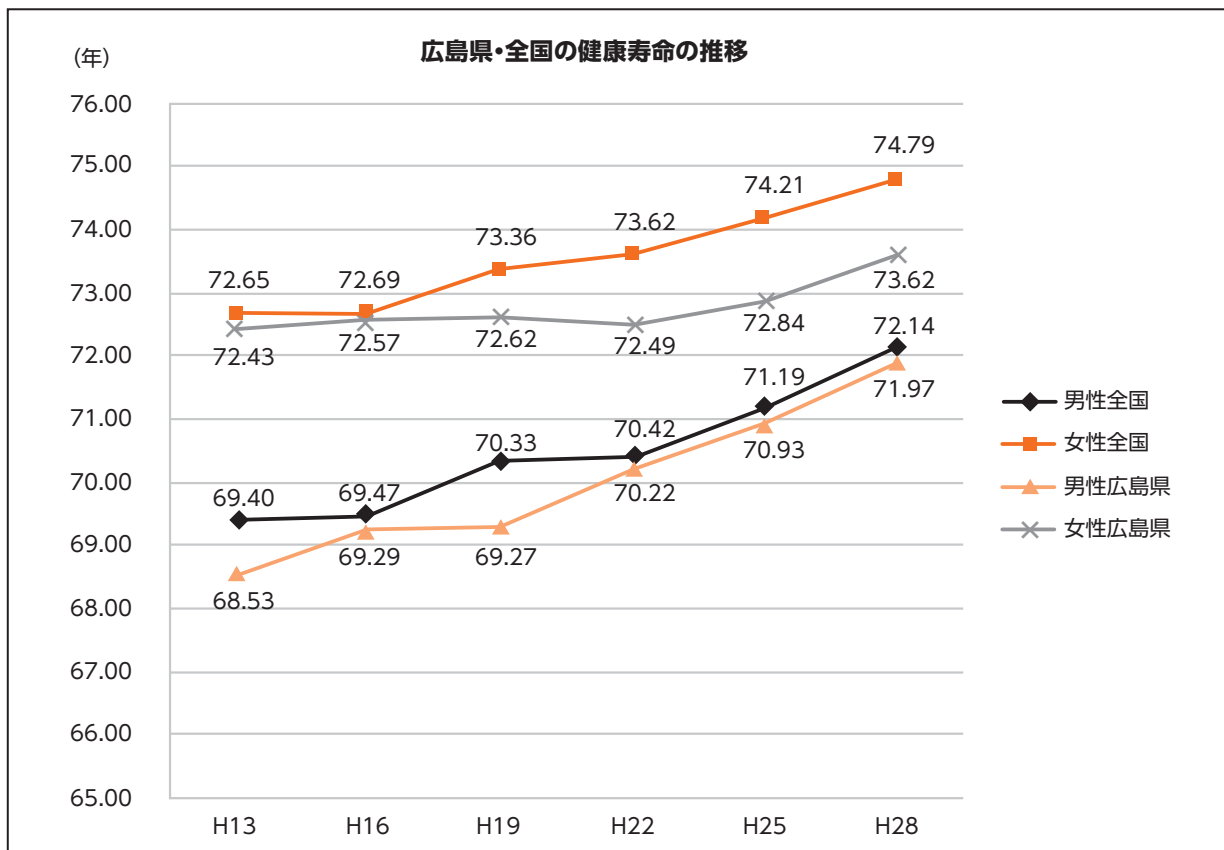
出典：厚生労働省「人口動態統計」



出典：厚生労働省「人口動態統計」

⑤ 健康寿命の推移

- 本県の健康寿命は、男女とも全国平均を下回って推移しており、平成28(2016)年における女性の健康寿命は73.62年となっており、全国で最も低くなっています。

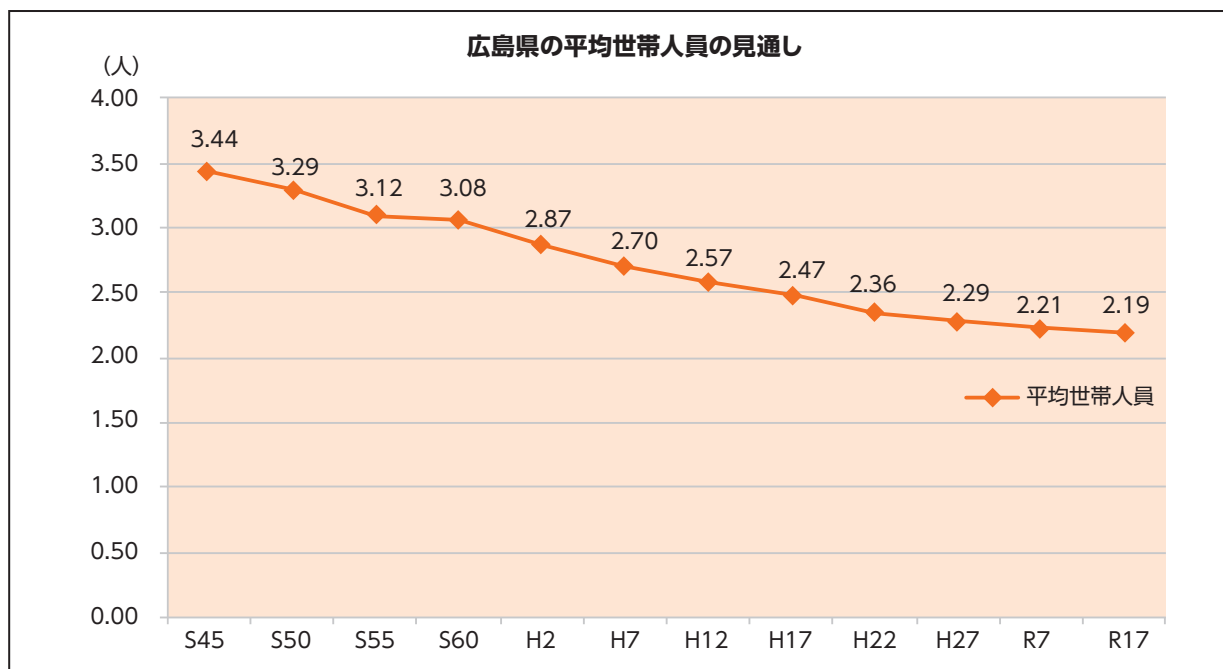


出典：厚生労働省の調査

第3章 地域福祉推進に向けた現状

⑥ 平均世帯人員の推移

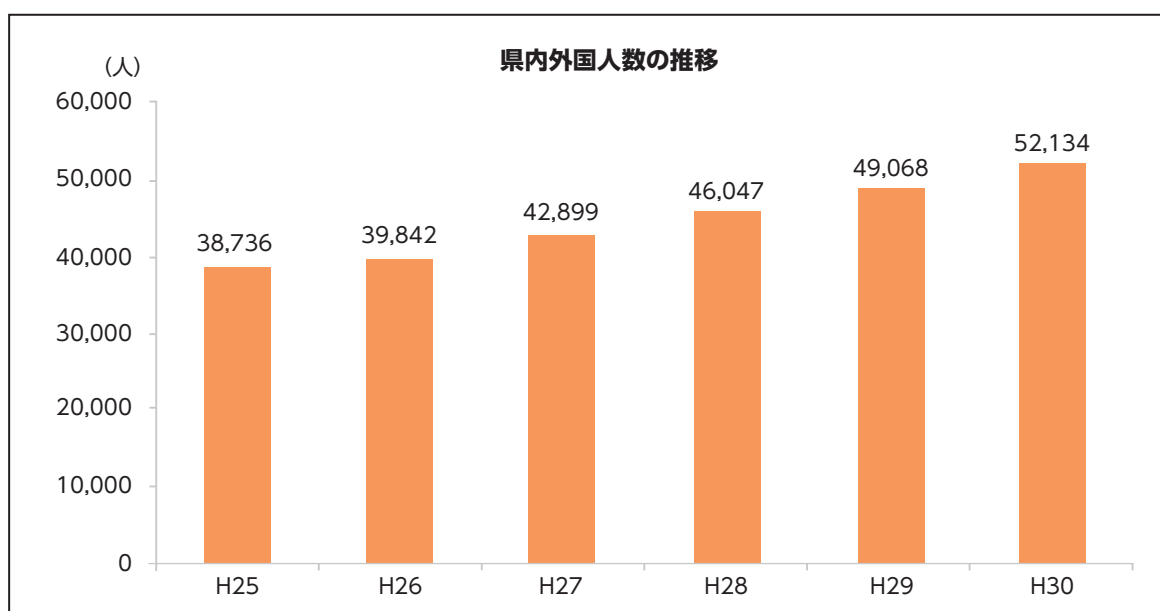
- 本県の平均世帯人員は、昭和45(1970)年以降減少し続けており、令和17(2035)年には2.19人となる見通しです。



出典：2015年までは県統計課，2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2019年度版）」

⑦ 本県の外国人の状況

- 本県における外国人数は、年々増加しており、平成30(2018)年は52,134人と、平成25(2013)年と比較して約14,000人増加しています。



出典：人口移動統計調査及び法務省入国管理局「在留外国人統計」※在留外国人数は各年12月末現在

(2) 地域とのつながりの状況等

〔「地域コミュニティに関する県民意識調査」(令和元(2019)年9月 広島県)より〕

※沿岸部(9市4町):広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
 ※中山間部(5市5町):府中市, 三次市, 庄原市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸太田町, 北広島町, 世羅町, 神石高原町, 大崎上島町として整理

調査項目	① 近所の方との付き合い頻度	② 地域の行事や活動への参加頻度
結果概要	<p>・県全体についてみると、「よく付き合っている」と回答した人の割合は54.3%と半数以上を占めています。</p> <p>・沿岸部と中山間部についてみると、中山間部の「よく付き合っている」と回答した人の割合は75.3%と、沿岸部(51.4%)を23.9ポイント上回っています。</p> <p>※「よく付き合っている」:「親しく付き合っている」+「ときどき世間話や立ち話をする」と回答した人の割合 ※「付き合いがない」:「会えばあいさつをする」+「顔を知っているが声をかけることはない」+「ほとんど付き合いがない」と回答した人の割合</p>	<p>・県全体についてみると、「参加している」及び「参加していない」と回答した人の割合は、ほぼ同割合となっています。</p> <p>・沿岸部と中山間部についてみると、中山間部の「参加している」と回答した人の割合は68.5%と、沿岸部(47.8%)を20.7ポイント上回っています。</p> <p>※「参加している」:「よく参加している」+「ある程度参加している」と回答した人の割合 ※「参加していない」:「あまり参加していない」+「全く参加していない」と回答した人の割合</p>
県全体	<p>よく付き合っている 3.0% 付き合いがない 42.7% 無回答 54.3%</p>	<p>参加している 0.8% 参加していない 48.9% 無回答 50.3%</p>
沿岸部	<p>よく付き合っている 3.1% 付き合いがない 45.5% 無回答 51.4%</p>	<p>参加している 0.8% 参加していない 51.4% 無回答 47.8%</p>
中山間部	<p>よく付き合っている 2.8% 付き合いがない 21.9% 無回答 75.3%</p>	<p>参加している 1.0% 参加していない 30.5% 無回答 68.5%</p>

第3章 地域福祉推進に向けた現状

調査項目	②-1 参加している行事や活動	②-2 行事や活動に参加できない理由																		
結果概要	<p>・県全体についてみると、「町内会・自治会の活動」と回答した人の割合が76.2%と最も高くなっています。</p> <p>・沿岸部と中山間部についてみると、「祭り・盆踊り・運動会などのイベント」で中山間部(70.8%)が沿岸部(44.5%)を26.3ポイント上回っています。</p> <p style="text-align: center;">※複数回答 ※回答の上位4項目のみ記載</p>	<p>・県全体についてみると、「仕事等が忙しく参加する時間がない」と回答した人の割合が40.3%と最も高くなっています。</p> <p>・沿岸部と中山間部についてみると、「行事や活動に関心がない」、「行事や活動がどこであるのかわからない」、「人と関わるのがわずらわしい」のいずれも、沿岸部の割合が中山間部の割合を大きく上回っています。</p> <p style="text-align: center;">※複数回答</p>																		
県全体	<table border="1"> <tr><td>町内会・自治会の活動</td><td>76.2%</td></tr> <tr><td>祭り・盆踊り・運動会などのイベント</td><td>49.0%</td></tr> <tr><td>公園などの美化・清掃活動</td><td>28.2%</td></tr> <tr><td>防災・防犯・交通安全に関する活動</td><td>17.5%</td></tr> </table>	町内会・自治会の活動	76.2%	祭り・盆踊り・運動会などのイベント	49.0%	公園などの美化・清掃活動	28.2%	防災・防犯・交通安全に関する活動	17.5%	<table border="1"> <tr><td>仕事等が忙しく参加する時間がない</td><td>40.3%</td></tr> <tr><td>行事や活動に関心がない</td><td>27.8%</td></tr> <tr><td>行事や活動がどこであるのかわからない</td><td>17.5%</td></tr> <tr><td>人と関わるのがわずらわしい</td><td>15.3%</td></tr> <tr><td>一緒に参加してくれる人がいない</td><td>10.6%</td></tr> </table>	仕事等が忙しく参加する時間がない	40.3%	行事や活動に関心がない	27.8%	行事や活動がどこであるのかわからない	17.5%	人と関わるのがわずらわしい	15.3%	一緒に参加してくれる人がいない	10.6%
町内会・自治会の活動	76.2%																			
祭り・盆踊り・運動会などのイベント	49.0%																			
公園などの美化・清掃活動	28.2%																			
防災・防犯・交通安全に関する活動	17.5%																			
仕事等が忙しく参加する時間がない	40.3%																			
行事や活動に関心がない	27.8%																			
行事や活動がどこであるのかわからない	17.5%																			
人と関わるのがわずらわしい	15.3%																			
一緒に参加してくれる人がいない	10.6%																			
沿岸部	<table border="1"> <tr><td>町内会・自治会の活動</td><td>76.2%</td></tr> <tr><td>祭り・盆踊り・運動会などのイベント</td><td>44.5%</td></tr> <tr><td>公園などの美化・清掃活動</td><td>29.1%</td></tr> <tr><td>防災・防犯・交通安全に関する活動</td><td>17.6%</td></tr> </table>	町内会・自治会の活動	76.2%	祭り・盆踊り・運動会などのイベント	44.5%	公園などの美化・清掃活動	29.1%	防災・防犯・交通安全に関する活動	17.6%	<table border="1"> <tr><td>仕事等が忙しく参加する時間がない</td><td>40.4%</td></tr> <tr><td>行事や活動に関心がない</td><td>29.2%</td></tr> <tr><td>行事や活動がどこであるのかわからない</td><td>18.2%</td></tr> <tr><td>人と関わるのがわずらわしい</td><td>16.1%</td></tr> <tr><td>一緒に参加してくれる人がいない</td><td>10.7%</td></tr> </table>	仕事等が忙しく参加する時間がない	40.4%	行事や活動に関心がない	29.2%	行事や活動がどこであるのかわからない	18.2%	人と関わるのがわずらわしい	16.1%	一緒に参加してくれる人がいない	10.7%
町内会・自治会の活動	76.2%																			
祭り・盆踊り・運動会などのイベント	44.5%																			
公園などの美化・清掃活動	29.1%																			
防災・防犯・交通安全に関する活動	17.6%																			
仕事等が忙しく参加する時間がない	40.4%																			
行事や活動に関心がない	29.2%																			
行事や活動がどこであるのかわからない	18.2%																			
人と関わるのがわずらわしい	16.1%																			
一緒に参加してくれる人がいない	10.7%																			
中山間部	<table border="1"> <tr><td>町内会・自治会の活動</td><td>76.4%</td></tr> <tr><td>祭り・盆踊り・運動会などのイベント</td><td>70.8%</td></tr> <tr><td>公園などの美化・清掃活動</td><td>23.6%</td></tr> <tr><td>防災・防犯・交通安全に関する活動</td><td>16.7%</td></tr> </table>	町内会・自治会の活動	76.4%	祭り・盆踊り・運動会などのイベント	70.8%	公園などの美化・清掃活動	23.6%	防災・防犯・交通安全に関する活動	16.7%	<table border="1"> <tr><td>仕事等が忙しく参加する時間がない</td><td>37.5%</td></tr> <tr><td>行事や活動に関心がない</td><td>12.5%</td></tr> <tr><td>行事や活動がどこであるのかわからない</td><td>9.4%</td></tr> <tr><td>人と関わるのがわずらわしい</td><td>6.3%</td></tr> <tr><td>一緒に参加してくれる人がいない</td><td>9.4%</td></tr> </table>	仕事等が忙しく参加する時間がない	37.5%	行事や活動に関心がない	12.5%	行事や活動がどこであるのかわからない	9.4%	人と関わるのがわずらわしい	6.3%	一緒に参加してくれる人がいない	9.4%
町内会・自治会の活動	76.4%																			
祭り・盆踊り・運動会などのイベント	70.8%																			
公園などの美化・清掃活動	23.6%																			
防災・防犯・交通安全に関する活動	16.7%																			
仕事等が忙しく参加する時間がない	37.5%																			
行事や活動に関心がない	12.5%																			
行事や活動がどこであるのかわからない	9.4%																			
人と関わるのがわずらわしい	6.3%																			
一緒に参加してくれる人がいない	9.4%																			

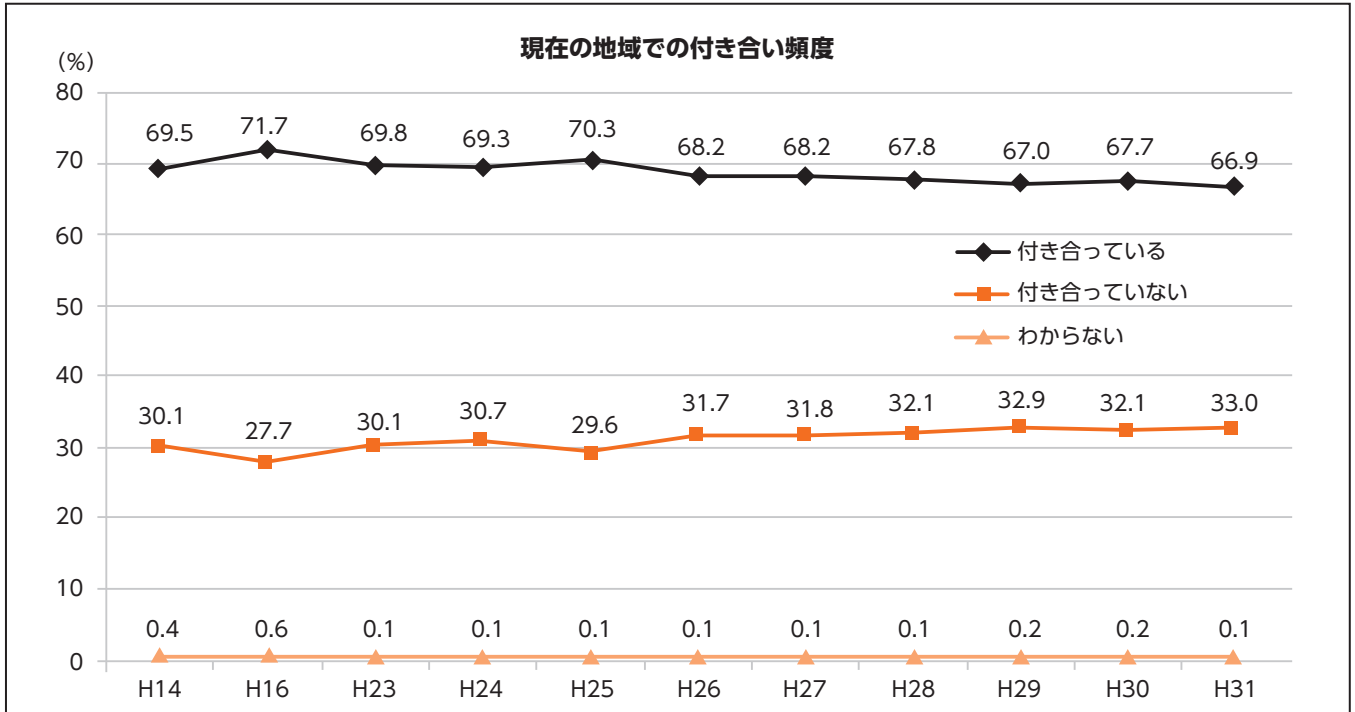
調査項目	②—3 ボランティア活動や地域活動に参加 したいと思える条件	③ 困りごとや悩みに対して地域の方同士 での助け合いができていますか																		
結果概要	<p>・県全体についてみると、「時間的に参加可能な内容である」と回答した人の割合が45.6%と最も高くなっています。</p> <p>・沿岸部と中山間部についてみると、「時間的に参加可能な内容である」と回答した人の割合が、沿岸部(47.1%)、中山間部(28.1%)と、最も大きな差(19.0ポイント)となっています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※複数回答 ※回答の上位4項目のみ記載</p> </div>	<p>・県全体についてみると、「できている」と回答した人の割合は48.3%であり、「できていない」(43.1%)を5.2ポイント上回っています。</p> <p>・沿岸部と中山間部についてみると、「できている」の割合は、中山間部で5割を上回っているが、沿岸部では5割を下回っています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※「できている」:「できている」+「ある程度できている」と回答した人の割合 ※「できていない」:「あまりできていない」+「できていない」と回答した人の割合</p> </div>																		
県全体	<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>県全体 参加条件の割合</caption> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間的に参加可能な内容である</td> <td>45.6%</td> </tr> <tr> <td>体力的に参加可能な内容である</td> <td>32.1%</td> </tr> <tr> <td>活動の目的・内容等の情報が示されている</td> <td>19.4%</td> </tr> <tr> <td>仲間や友人と一緒に参加できる</td> <td>18.0%</td> </tr> </tbody> </table>	条件	割合	時間的に参加可能な内容である	45.6%	体力的に参加可能な内容である	32.1%	活動の目的・内容等の情報が示されている	19.4%	仲間や友人と一緒に参加できる	18.0%	<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>県全体 助け合いの割合</caption> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>できている</td> <td>48.3%</td> </tr> <tr> <td>できていない</td> <td>43.1%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>8.6%</td> </tr> </tbody> </table>	状態	割合	できている	48.3%	できていない	43.1%	無回答	8.6%
条件	割合																			
時間的に参加可能な内容である	45.6%																			
体力的に参加可能な内容である	32.1%																			
活動の目的・内容等の情報が示されている	19.4%																			
仲間や友人と一緒に参加できる	18.0%																			
状態	割合																			
できている	48.3%																			
できていない	43.1%																			
無回答	8.6%																			
沿岸部	<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>沿岸部 参加条件の割合</caption> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間的に参加可能な内容である</td> <td>47.1%</td> </tr> <tr> <td>体力的に参加可能な内容である</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>活動の目的・内容等の情報が示されている</td> <td>19.5%</td> </tr> <tr> <td>仲間や友人と一緒に参加できる</td> <td>18.5%</td> </tr> </tbody> </table>	条件	割合	時間的に参加可能な内容である	47.1%	体力的に参加可能な内容である	33.3%	活動の目的・内容等の情報が示されている	19.5%	仲間や友人と一緒に参加できる	18.5%	<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>沿岸部 助け合いの割合</caption> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>できている</td> <td>47.3%</td> </tr> <tr> <td>できていない</td> <td>44.4%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>8.3%</td> </tr> </tbody> </table>	状態	割合	できている	47.3%	できていない	44.4%	無回答	8.3%
条件	割合																			
時間的に参加可能な内容である	47.1%																			
体力的に参加可能な内容である	33.3%																			
活動の目的・内容等の情報が示されている	19.5%																			
仲間や友人と一緒に参加できる	18.5%																			
状態	割合																			
できている	47.3%																			
できていない	44.4%																			
無回答	8.3%																			
中山間部	<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>中山間部 参加条件の割合</caption> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間的に参加可能な内容である</td> <td>28.1%</td> </tr> <tr> <td>体力的に参加可能な内容である</td> <td>18.8%</td> </tr> <tr> <td>活動の目的・内容等の情報が示されている</td> <td>18.8%</td> </tr> <tr> <td>仲間や友人と一緒に参加できる</td> <td>9.4%</td> </tr> </tbody> </table>	条件	割合	時間的に参加可能な内容である	28.1%	体力的に参加可能な内容である	18.8%	活動の目的・内容等の情報が示されている	18.8%	仲間や友人と一緒に参加できる	9.4%	<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>中山間部 助け合いの割合</caption> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>できている</td> <td>55.2%</td> </tr> <tr> <td>できていない</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>10.5%</td> </tr> </tbody> </table>	状態	割合	できている	55.2%	できていない	34.3%	無回答	10.5%
条件	割合																			
時間的に参加可能な内容である	28.1%																			
体力的に参加可能な内容である	18.8%																			
活動の目的・内容等の情報が示されている	18.8%																			
仲間や友人と一緒に参加できる	9.4%																			
状態	割合																			
できている	55.2%																			
できていない	34.3%																			
無回答	10.5%																			

第3章 地域福祉推進に向けた現状

調査項目	③—1 困りごとに関して地域の方からしてもらいたい手助け	④ 10年前と比較した地域のつながり																				
結果概要	<p>・県全体についてみると、「災害や急病など緊急時の手助け」と回答した人の割合が57.8%と最も高くなっています。</p> <p>・沿岸部と中山間部についても同様に、「災害や急病など緊急時の手助け」の割合が最も高く、他の項目を大きく上回っています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※複数回答 ※回答の上位4項目のみ記載</p> </div>	<p>・県全体についてみると、「強くなっている」と回答した人の割合は8.6%と、「弱くなっている」(43.5%)の割合を大きく下回っています。</p> <p>・沿岸部と中山間部についても同様に、「強くなっている」の割合は、「弱くなっている」の割合を大きく下回っています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※「強くなっている」:「強くなっている」+「やや強くなっている」と回答した人の割合 ※「弱くなっている」:「やや弱くなっている」+「弱くなっている」と回答した人の割合</p> </div>																				
県全体	<table border="1"> <caption>県全体の手助けニーズ</caption> <tr><th>手助けの種類</th><th>割合</th></tr> <tr><td>災害や急病など緊急時の手助け</td><td>57.8%</td></tr> <tr><td>日頃からの声かけや安否確認などの見守り</td><td>22.9%</td></tr> <tr><td>何もしてほしくない</td><td>10.7%</td></tr> <tr><td>話し相手</td><td>10.3%</td></tr> </table>	手助けの種類	割合	災害や急病など緊急時の手助け	57.8%	日頃からの声かけや安否確認などの見守り	22.9%	何もしてほしくない	10.7%	話し相手	10.3%	<table border="1"> <caption>県全体のつながりの変化</caption> <tr><th>変化の種類</th><th>割合</th></tr> <tr><td>強くなっている</td><td>8.6%</td></tr> <tr><td>弱くなっている</td><td>43.5%</td></tr> <tr><td>変わらない</td><td>31.0%</td></tr> <tr><td>分からない・無回答</td><td>16.9%</td></tr> </table>	変化の種類	割合	強くなっている	8.6%	弱くなっている	43.5%	変わらない	31.0%	分からない・無回答	16.9%
手助けの種類	割合																					
災害や急病など緊急時の手助け	57.8%																					
日頃からの声かけや安否確認などの見守り	22.9%																					
何もしてほしくない	10.7%																					
話し相手	10.3%																					
変化の種類	割合																					
強くなっている	8.6%																					
弱くなっている	43.5%																					
変わらない	31.0%																					
分からない・無回答	16.9%																					
沿岸部	<table border="1"> <caption>沿岸部の手助けニーズ</caption> <tr><th>手助けの種類</th><th>割合</th></tr> <tr><td>災害や急病など緊急時の手助け</td><td>58.5%</td></tr> <tr><td>日頃からの声かけや安否確認などの見守り</td><td>23.8%</td></tr> <tr><td>何もしてほしくない</td><td>10.6%</td></tr> <tr><td>話し相手</td><td>9.8%</td></tr> </table>	手助けの種類	割合	災害や急病など緊急時の手助け	58.5%	日頃からの声かけや安否確認などの見守り	23.8%	何もしてほしくない	10.6%	話し相手	9.8%	<table border="1"> <caption>沿岸部のつながりの変化</caption> <tr><th>変化の種類</th><th>割合</th></tr> <tr><td>強くなっている</td><td>8.9%</td></tr> <tr><td>弱くなっている</td><td>42.9%</td></tr> <tr><td>変わらない</td><td>30.8%</td></tr> <tr><td>分からない・無回答</td><td>17.4%</td></tr> </table>	変化の種類	割合	強くなっている	8.9%	弱くなっている	42.9%	変わらない	30.8%	分からない・無回答	17.4%
手助けの種類	割合																					
災害や急病など緊急時の手助け	58.5%																					
日頃からの声かけや安否確認などの見守り	23.8%																					
何もしてほしくない	10.6%																					
話し相手	9.8%																					
変化の種類	割合																					
強くなっている	8.9%																					
弱くなっている	42.9%																					
変わらない	30.8%																					
分からない・無回答	17.4%																					
中山間部	<table border="1"> <caption>中山間部の手助けニーズ</caption> <tr><th>手助けの種類</th><th>割合</th></tr> <tr><td>災害や急病など緊急時の手助け</td><td>52.4%</td></tr> <tr><td>日頃からの声かけや安否確認などの見守り</td><td>15.2%</td></tr> <tr><td>何もしてほしくない</td><td>11.4%</td></tr> <tr><td>話し相手</td><td>14.3%</td></tr> </table>	手助けの種類	割合	災害や急病など緊急時の手助け	52.4%	日頃からの声かけや安否確認などの見守り	15.2%	何もしてほしくない	11.4%	話し相手	14.3%	<table border="1"> <caption>中山間部のつながりの変化</caption> <tr><th>変化の種類</th><th>割合</th></tr> <tr><td>強くなっている</td><td>6.7%</td></tr> <tr><td>弱くなっている</td><td>47.6%</td></tr> <tr><td>変わらない</td><td>32.4%</td></tr> <tr><td>分からない・無回答</td><td>13.3%</td></tr> </table>	変化の種類	割合	強くなっている	6.7%	弱くなっている	47.6%	変わらない	32.4%	分からない・無回答	13.3%
手助けの種類	割合																					
災害や急病など緊急時の手助け	52.4%																					
日頃からの声かけや安否確認などの見守り	15.2%																					
何もしてほしくない	11.4%																					
話し相手	14.3%																					
変化の種類	割合																					
強くなっている	6.7%																					
弱くなっている	47.6%																					
変わらない	32.4%																					
分からない・無回答	13.3%																					

【参考】近隣の方との付き合い頻度〔全国の状況〕

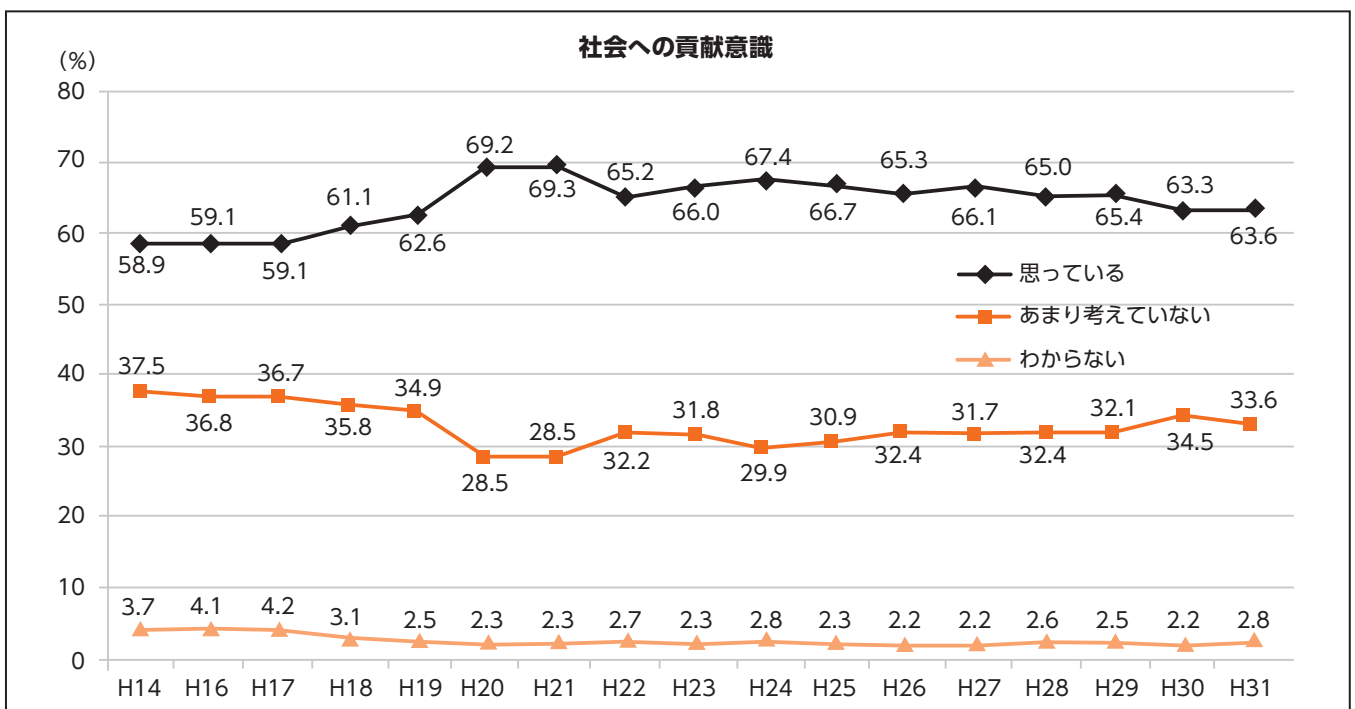
- 現在の地域で「付き合っている」と回答した人は約7割で、徐々に減少傾向にあります。
- 一方、「付き合っていない」と回答した人は約3割で、徐々に増加傾向です。



出典：内閣府 世論調査「社会意識に関する世論調査」

【参考】社会への貢献意識〔全国の状況〕

- 「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか」との問いに、「思っている」と回答した人は、近年6割以上で推移しています。



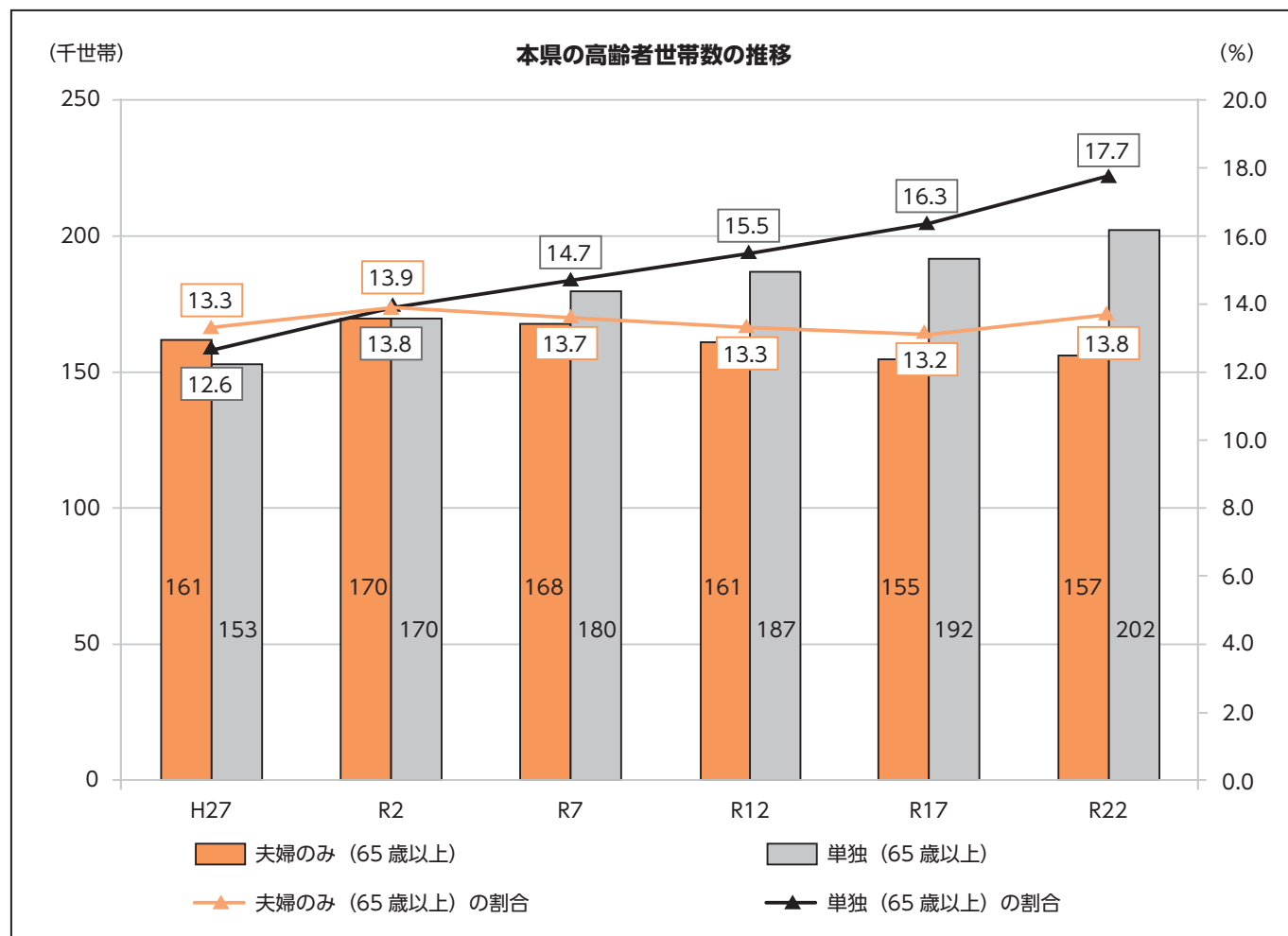
出典：内閣府 世論調査「社会意識に関する世論調査」

第3章 地域福祉推進に向けた現状

(3) 高齢者に関する状況

① 高齢者世代での単身化の進行

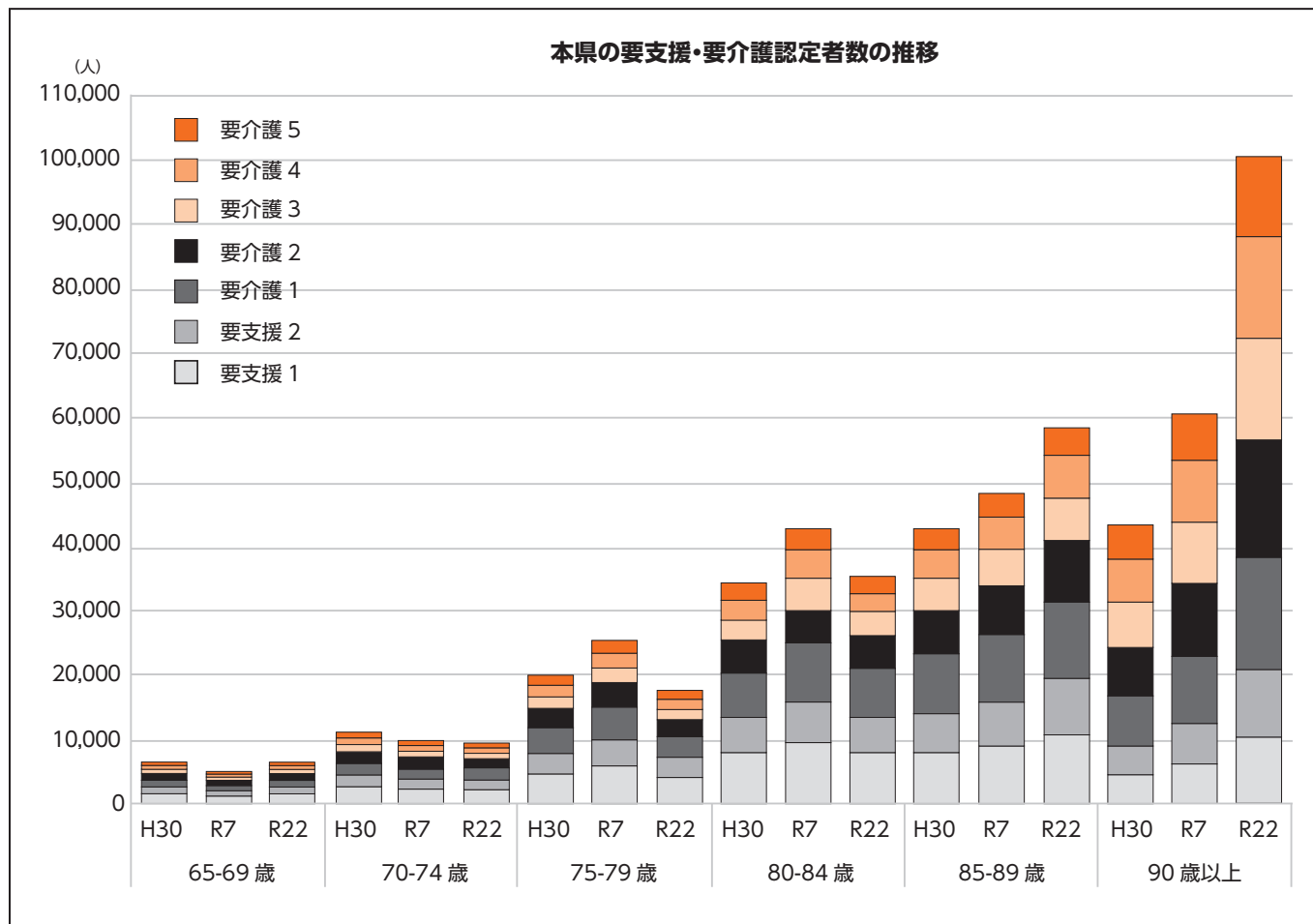
- 平成27(2015)年における県の一般世帯(120万9,288世帯)に占める65歳以上の単独世帯は15万2,860世帯(12.6%),夫婦のみ世帯は16万810世帯(13.3%)となっています。
- 今後も,単独世帯の数は増加を続ける見通しであり,単独世帯と夫婦のみの世帯の差は拡大していくと推測されます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（平成31（2019）年推計）

② 本県の年齢別要介護認定者数の推計

- 本県の要支援・要介護認定率は、全国平均よりも高い水準にあり、85歳以上から認定者数が増加しています。



- ・ R7 と R22 要介護度別人口は、平成 30 年 12 月末の認定率を固定し、高齢者人口の伸び率で各年代の計を算出し、各要介護度区分を割合で計算したもの。
- ・ 高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」による。

要支援・要介護認定率の推移

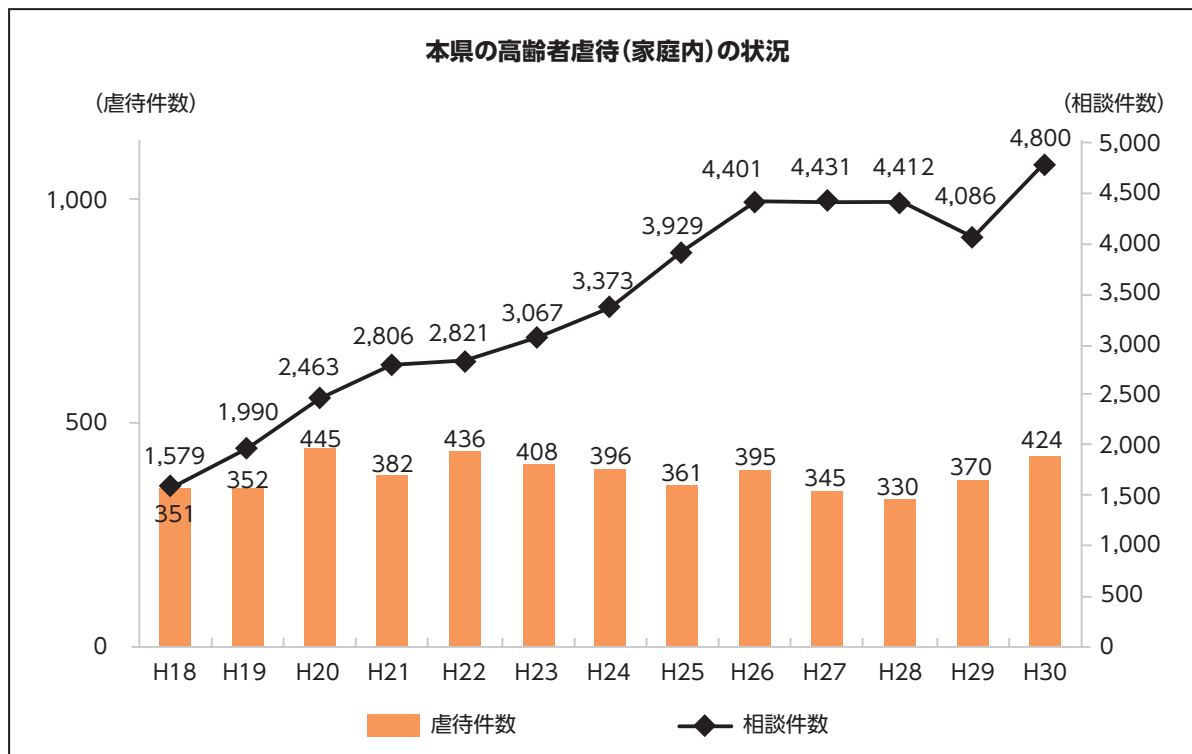
	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H28	H29	H30
広島県	13.3%	17.6%	18.4%	18.5%	19.8%	19.4%	19.3%	19.1%	19.1%
全国	11.0%	15.1%	15.9%	16.2%	17.6%	17.9%	18.0%	18.0%	18.3%

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年度末現在）

第3章 地域福祉推進に向けた現状

③ 本県の高齢者虐待の状況(家庭内虐待)

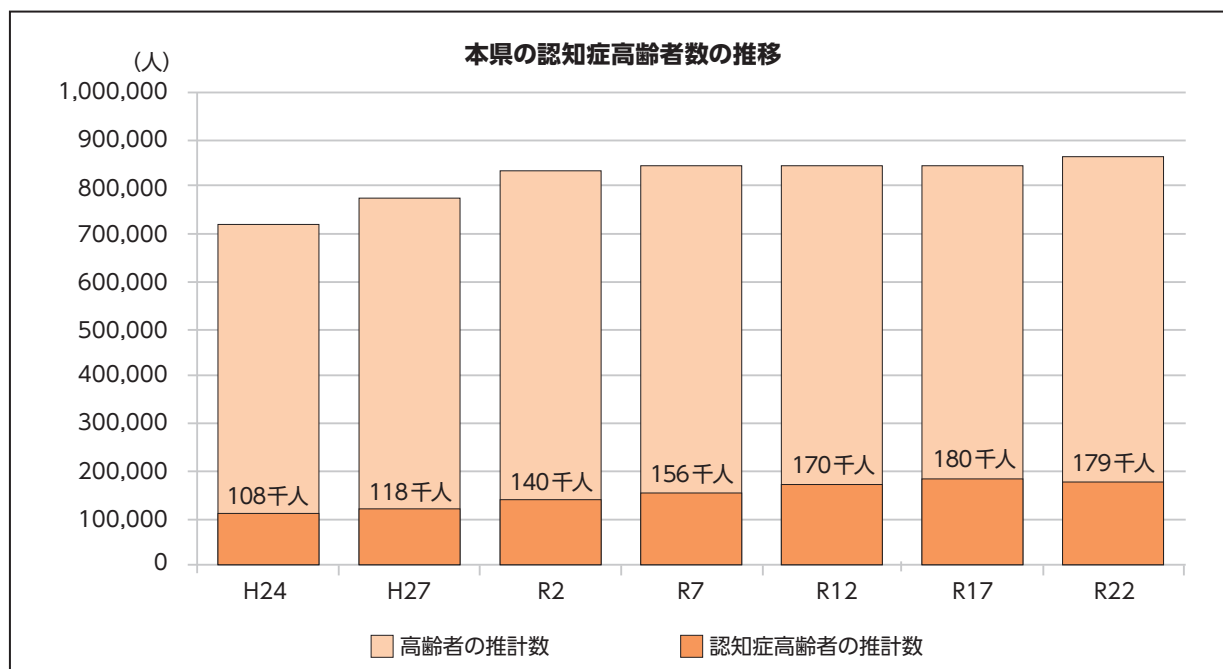
- 家庭内における高齢者虐待については、虐待件数は過去から同水準で推移していましたが、平成30(2018)年度に相談件数・虐待件数ともに増加しています。



出典：広島県地域福祉課調べ

④ 本県の認知症高齢者の状況

- 本県の65歳以上の認知症高齢者の数は、平成27(2015)年には約11万8千人から、令和7(2025)年には約15万6千人になると推計され、今後も増加することが見込まれます。



出典：広島県「第7期ひろしま高齢者プラン」

(4) 児童に関する状況

① 本県のひとり親家庭等の状況

- 本県の母子家庭は、平成12(2000)年・17(2005)年調査では、20%を上回る大幅な伸びを示している一方、平成22(2010)年・27(2015)年調査では、それぞれ2.7%、4.3%の伸びにとどまっています。
- 本県の父子家庭は、平成17年調査で8.2%の伸びを示したのに対し、平成22年調査では、5.1%減少し、平成27年調査では微増となっています。

ひとり親世帯数

(単位：世帯，%)

項目		H7	H12	H17	H22	H27
母子世帯	広島県	11,502	14,220	17,744	18,216	18,997
		97.2	123.6	124.8	102.7	104.3
	全国	529,631	625,904	749,048	755,972	754,724
		96	118.2	119.7	100.9	99.8
父子世帯	広島県	2,703	2,060	2,229	2,115	2,125
		87.2	76.2	108.2	94.9	100.5
	全国	88,081	87,373	92,285	88,689	84,003
		86.7	99.2	105.6	96.1	94.7

※上段：世帯数，下段：対前回調査伸率 出典：厚生労働省「令和元年度全国福祉主管課長・児童相談所長会議」資料より

② 本県の児童虐待の状況

- 県子ども家庭センターの児童虐待相談件数は、平成21(2009)年度以降、年々増加しており、平成30(2018)年度は4,019件と過去最多となっています。

子ども家庭センター(児童相談所)における児童虐待の相談件数

(単位：件)

年度 区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全国	44,211	56,384*	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850**
広島県計	1,633	1,989	2,343	2,398	2,585	3,015	3,082	3,480	3,678	4,019
広島県	1,182	1,275	1,485	1,524	1,559	1,850	1,890	2,066	2,053	2,243
広島市	451	714	858	874	1,026	1,165	1,192	1,414	1,625	1,776

*平成22年度の全国分については、福島県を除いて集計した数値。

出典：広島県子ども家庭課調べ

**平成30年度の全国分については、速報値

第3章 地域福祉推進に向けた現状

(5) 障害者に関する状況

① 本県の障害者手帳所持者の状況

- 本県の人口に対する障害者手帳所持者割合は、身体障害者が4.0%と最も多く、精神障害者が1.2%と続いています。

本県の障害保健福祉圏域別障害者手帳所持者数

(単位：人)

障害保健福祉圏域	構成市町名	圏域人口	手帳所持者数等 (平成31 (2019) 年3月31日現在)			
			身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者
広島	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	1,369,462 (48.2%)	49,500 (43.0%)	10,628 (43.6%)	17,706 (53.1%)	9,361 (46.0%)
広島西	大竹市, 廿日市市	144,695 (5.1%)	6,006 (5.2%)	1,261 (5.2%)	1,397 (4.2%)	1,160 (5.7%)
呉	呉市, 江田島市	248,423 (8.8%)	12,055 (10.5%)	2,555 (10.5%)	2,658 (8.0%)	1,876 (9.2%)
広島中央	竹原市, 東広島市, 大崎上島町	220,946 (7.8%)	8,185 (7.1%)	2,043 (8.4%)	2,201 (6.6%)	1,542 (7.6%)
尾三	三原市, 尾道市, 世羅町	248,336 (8.7%)	12,263 (10.7%)	2,349 (9.6%)	2,603 (7.8%)	2,001 (9.8%)
福山・府中	福山市, 府中市, 神石高原町	518,658 (18.3%)	21,222 (18.5%)	4,566 (18.7%)	5,866 (17.7%)	3,783 (18.6%)
備北	三次市, 庄原市	88,112 (3.1%)	5,685 (4.9%)	1,009 (4.1%)	896 (2.7%)	616 (3.0%)
7圏域	23市町 (14市, 9町)	2,838,632 (100.0%)	114,916 (100.0%)	24,411 (100.0%)	33,327 (100.0%)	20,339 (100.0%)

出典 圏域人口：総務省「住民基本台帳世帯数人口」(H31.1.1現在)

身体障害者：身体障害者手帳所持者数

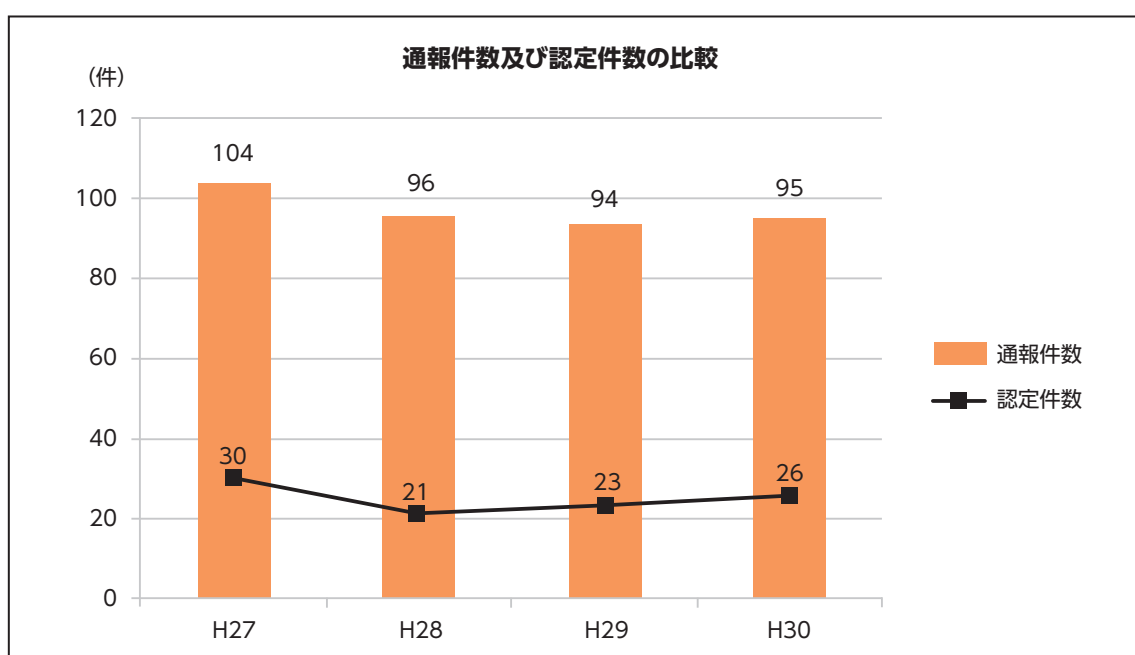
知的障害者：療育手帳所持者数

精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者数

難病患者：特定医療費(指定難病)受給者数

② 本県の障害者虐待の状況(養護者による虐待)

- 本県の障害者虐待(養護者による虐待)は、通報件数は微減傾向にあります。認定件数はやや増加しています。

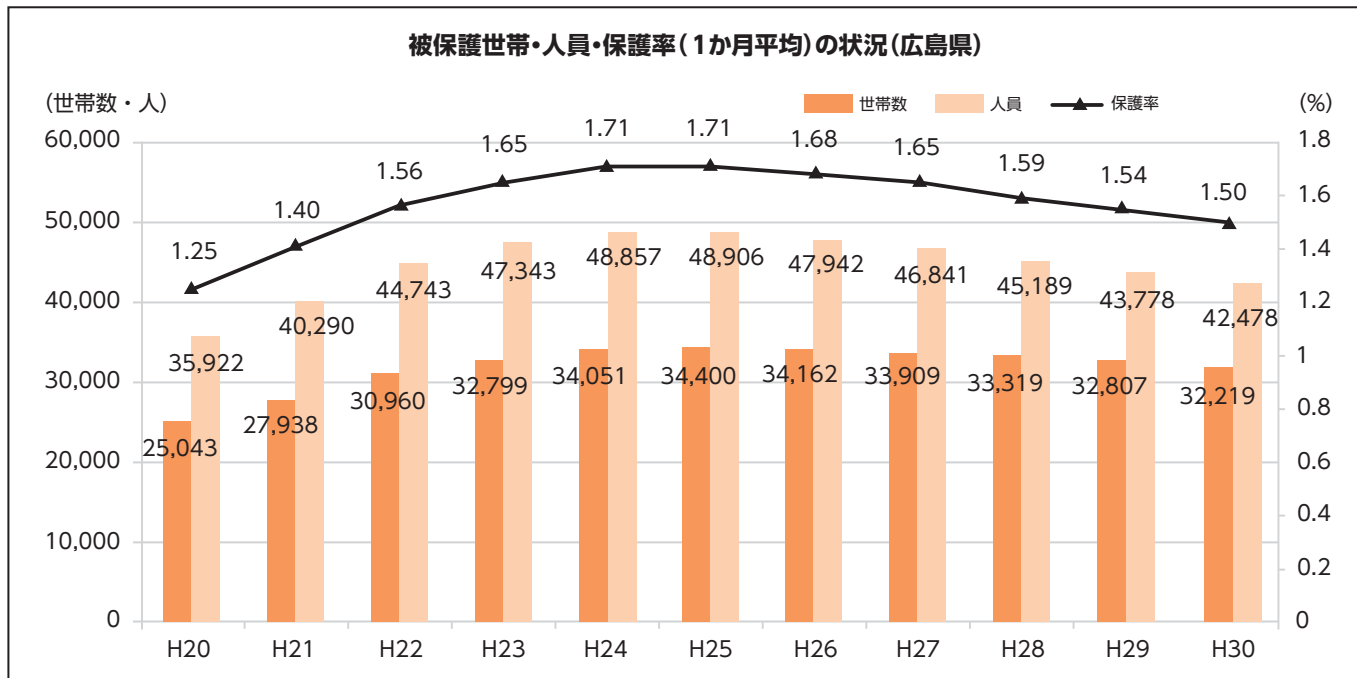


出典：広島県障害者支援課調べ

(6) 生活保護等に関する状況

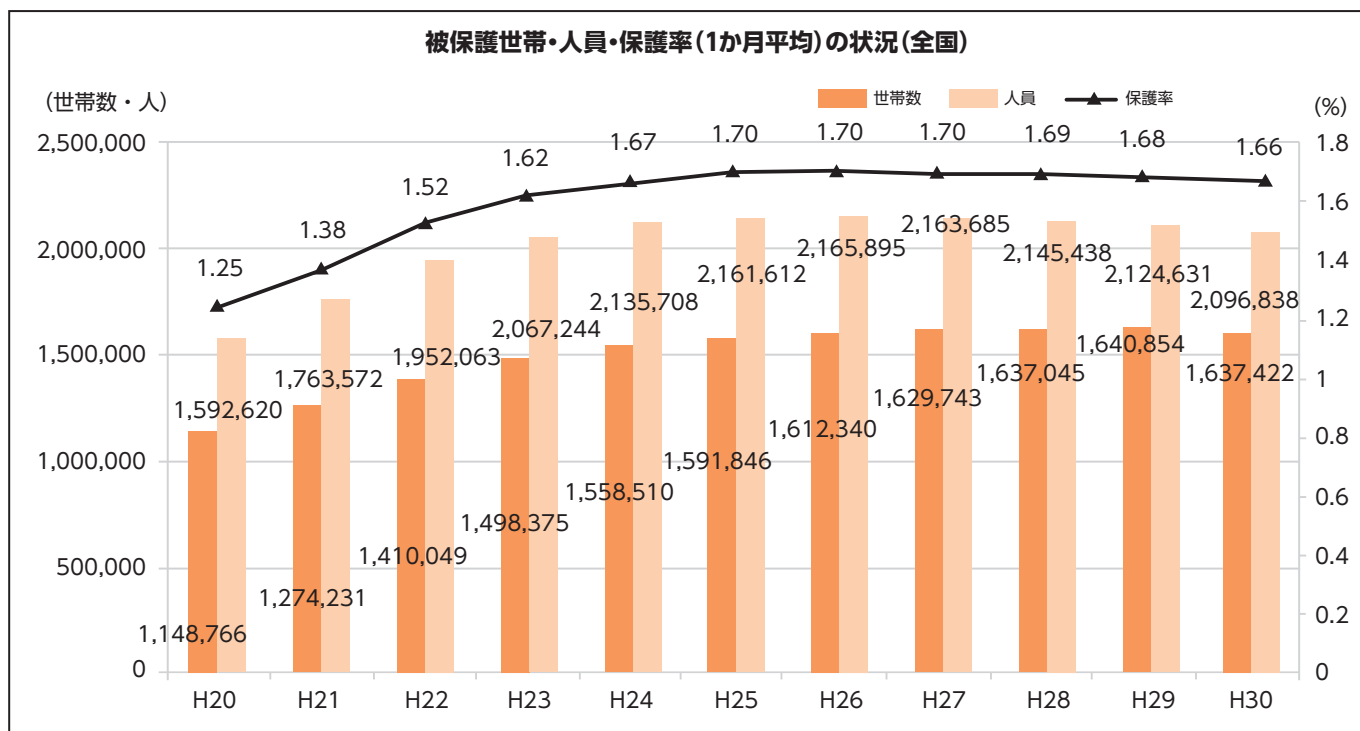
① 被保護世帯数, 被保護人員及び被保護率の推移

- 本県の被保護世帯数・被保護人員・被保護率はいずれも, 平成25(2013)年度をピークに減少しています。



出典: 広島県社会援護課調べ

- 全国の被保護世帯数は, 平成20(2008)年度以降増加していますが, 被保護人員は平成26(2014)年度をピークに減少しています。

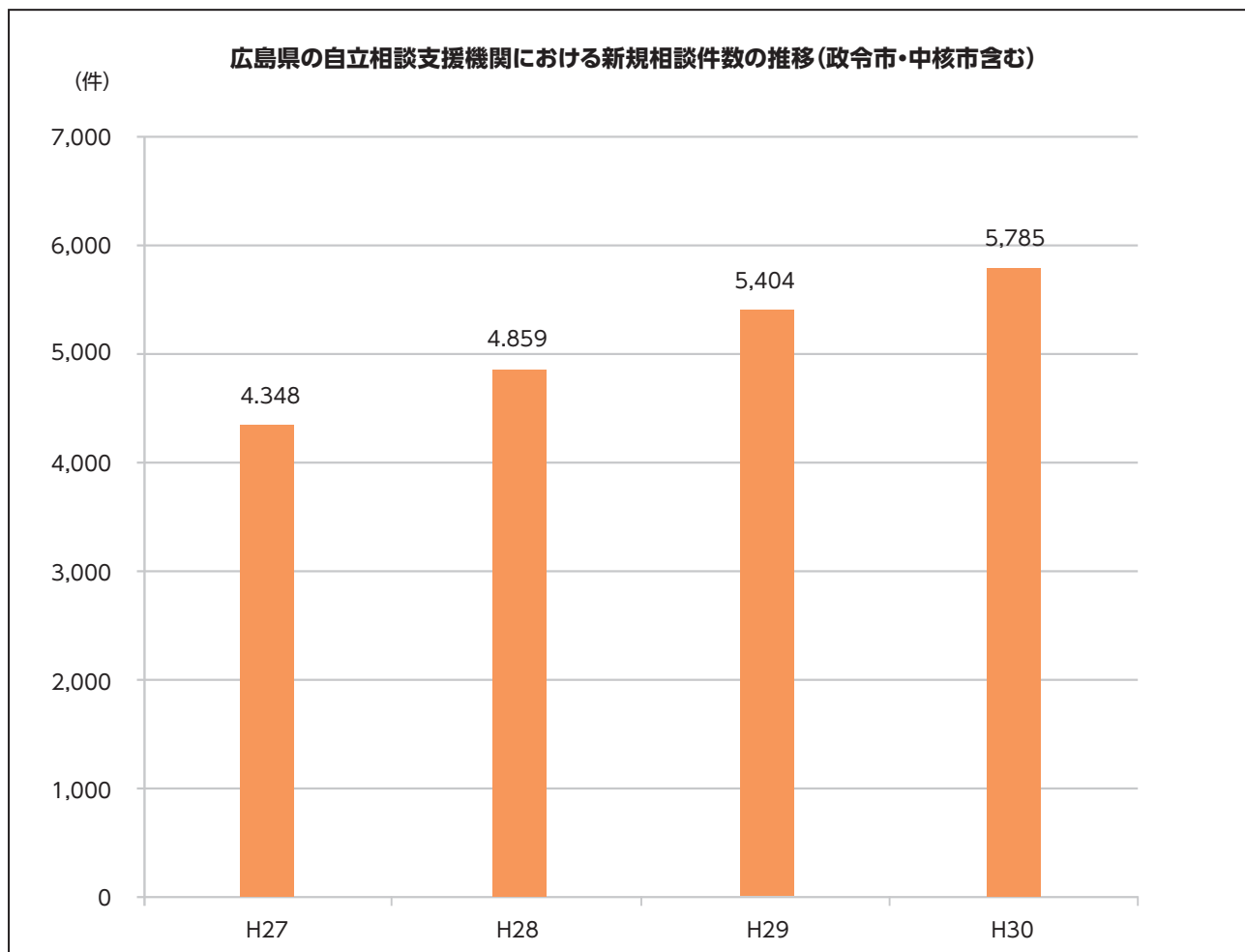


出典: 厚生労働省生活保護速報

第3章 地域福祉推進に向けた現状

② 生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業に関する支援状況

- 広島県内各市町の自立相談支援機関が実施する、自立相談支援事業の新規相談件数は、増加傾向にあり、平成30(2018)年度における新規相談件数は5,785件で、前年度(平成29(2017)年度:5,404件)と比較して、約7%増加しています。

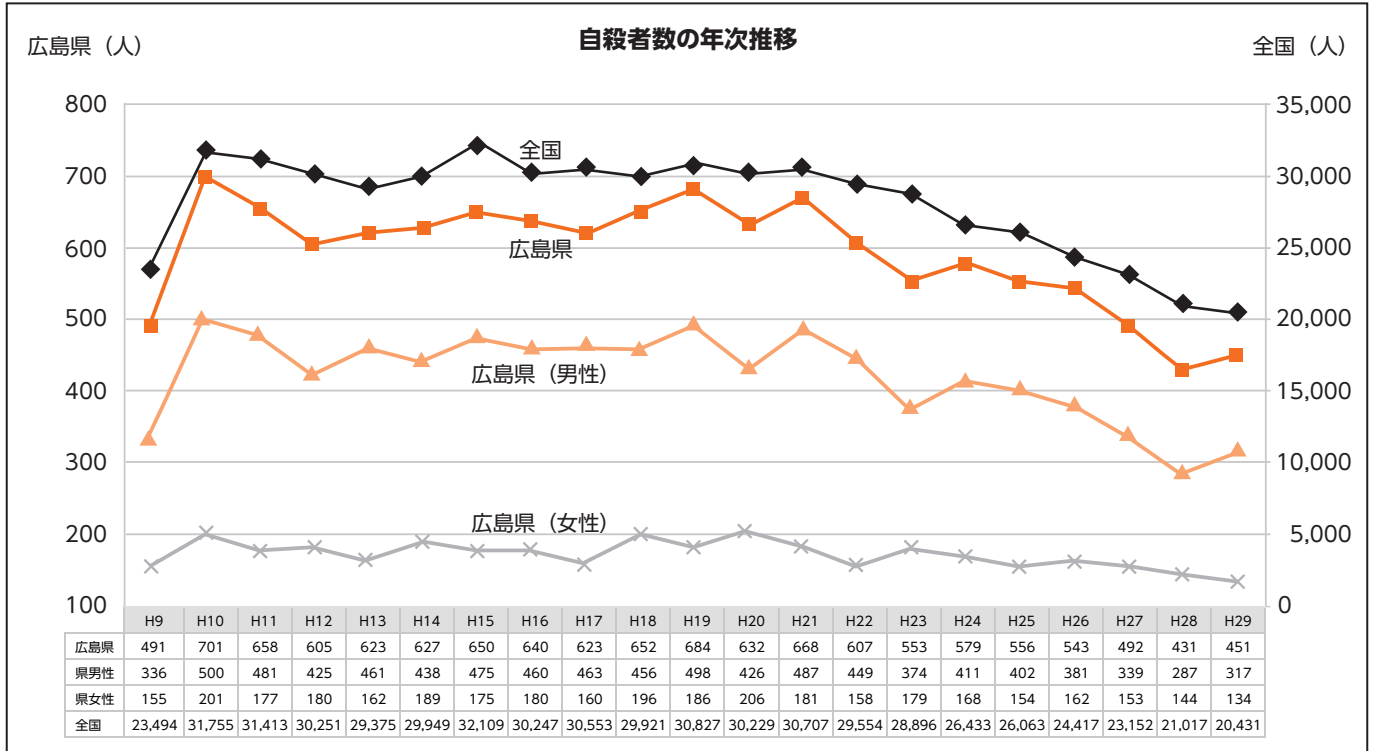


出典：厚生労働省・生活困窮者自立支援制度支援状況調査

(7) 社会問題の状況

① 本県の自殺者数の状況

- 平成22(2010)年から自殺で亡くなった人の数や自殺死亡率は減少傾向に転じ、平成27(2015)年には492人となり、平成10(1998)年の急増前の水準まで減少しています。



出典：広島県「いのち支える広島プラン」(平成28年3月)より

② 全国のひきこもりの状況

- 平成30(2018)年の満40歳から満64歳における広義のひきこもり群(※)の出現率は1.45%であり全国の推計数は61.3万人となっています。

	該当人数 (人)	有効回収数に 占める割合 (%)	全国の推計数 (万人) [注1]
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	19	0.58	24.8
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	21	0.65	27.4
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	7	0.22	9.1
計	47 [注2]	1.45	61.3

準ひきこもり群 24.8万人

狭義のひきこもり群 36.5万人

広義のひきこもり群 61.3万人

[注1] 総務省「人口推計」(平成30年)によると、40～64歳人口は4,235万人であることから、全国の推計数は、有効回収数に占める割合(%)×4,235万人=全国の推計数(万人)となる。

[注2] 該当人数47人のうち、現在の状況を専業主婦・主夫、家事手伝いと回答したか、現在の状態になったきっかけを妊娠、介護・看護、出産・育児と回答した者は11人であった。

(平成27年度調査(満15歳から満39歳までが対象)では、上記の者は広義のひきこもり群から除外している。)

(※) 広義のひきこもり群

：次の①～④のいずれかと回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者

- ・①趣味の用事の時だけ外出する
- ・②近所のコンビニなどには出かける
- ・③自室からは出るが、家からは出ない
- ・④自室からほとんど出ない

ただし、何らかの仕事をしていると回答した者や、身体的な病気がきっかけで現在の状態になったと回答した者などは除く。

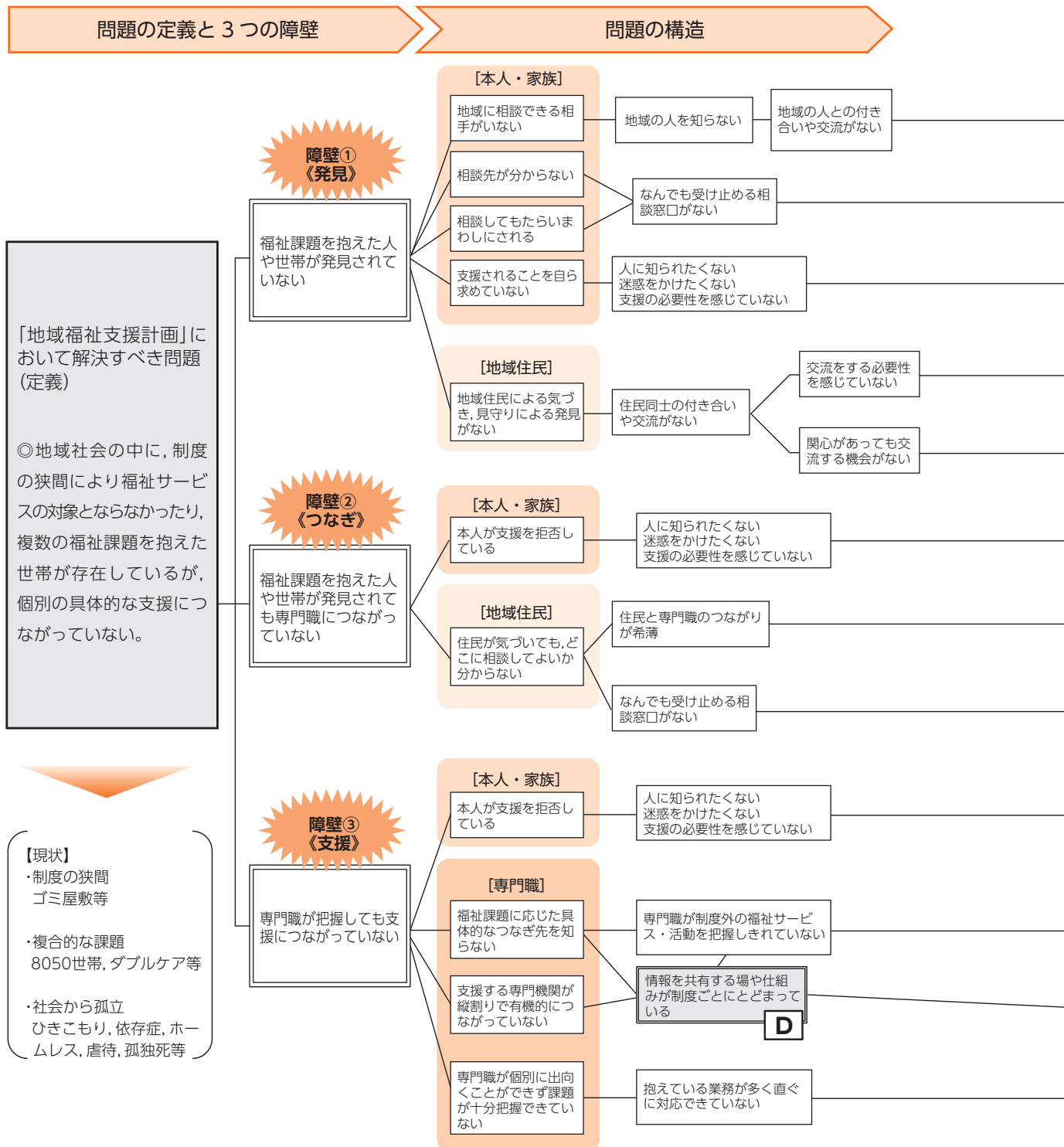
出典：内閣府「生活状況に関する調査」(平成31年3月)より

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

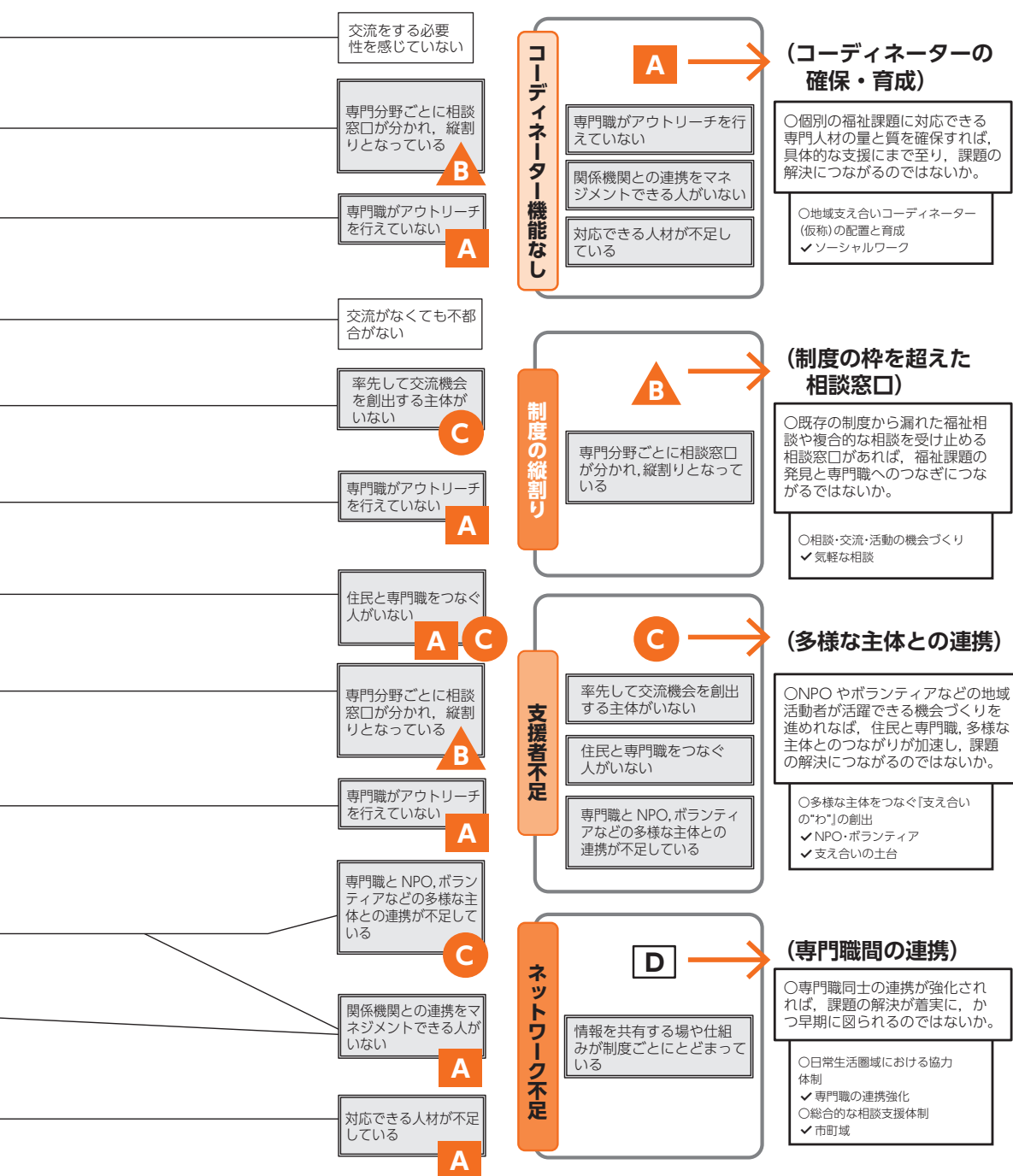
◇ 問題の構造化と解決策の仮説

○制度の狭間により福祉サービスの対象とならなかったり、複数の福祉課題を抱えた世帯がありますが、個別の具体的な支援につながっていないケースがあります。

○その支援につながっていない要因として、「発見されていない」、「発見されても専門職につながっていない」、「専門職が把握しても支援につながっていない」という3つの障壁があり、障壁ごとに問題を構造化し、解決策の仮説を整理しました。



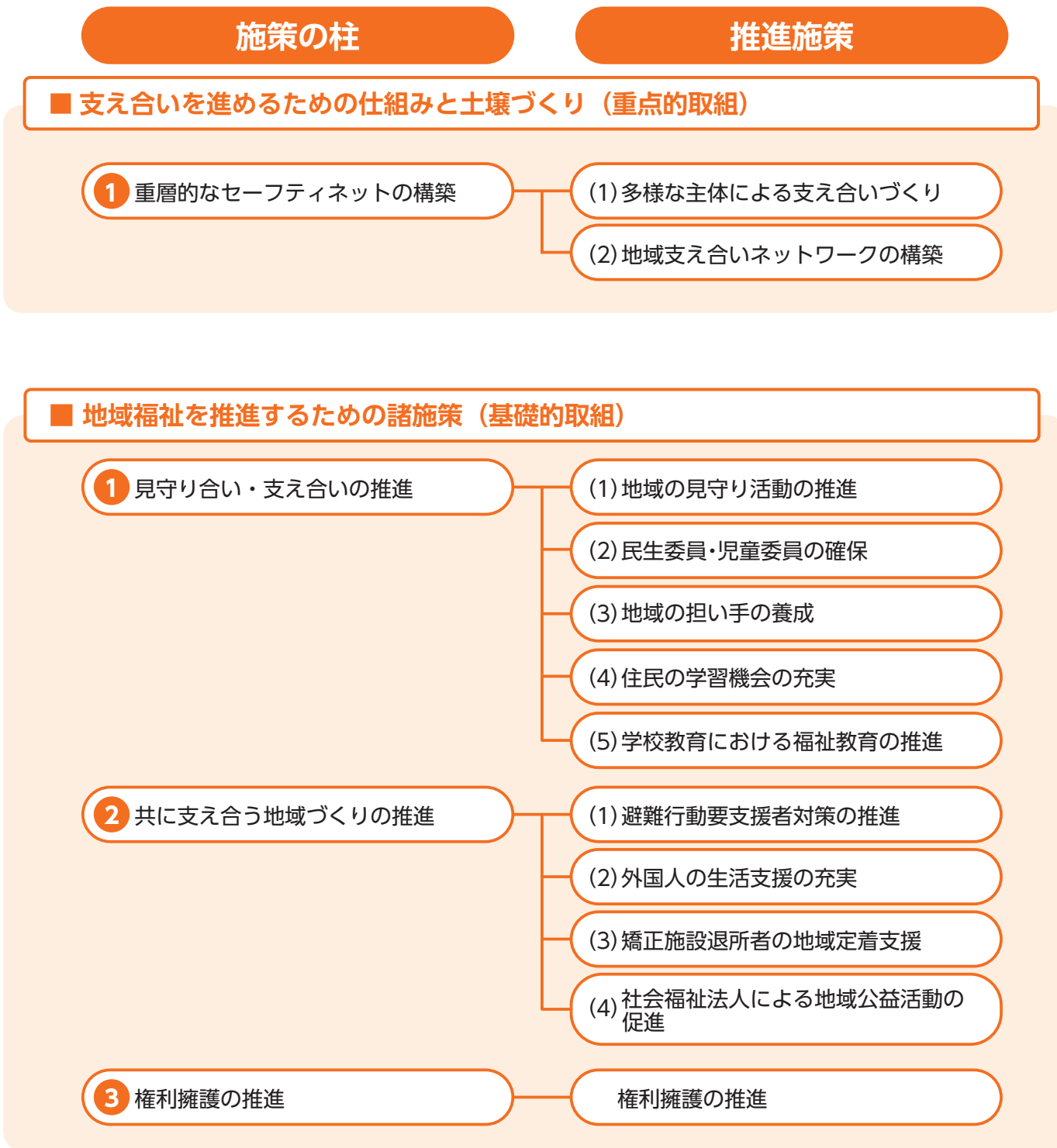
問題の構造 → 課題の分類 → 解決策の仮説



重層的なセーフティネットの構築

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

◇ 計画の施策体系



1 重層的なセーフティネットの構築

複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える世帯など社会的に孤立しがちな人達に必要な支援を届けるため、まずは住民と専門職、そして多様な主体が連携・協働して取り組むための土壌と仕組みづくりを進めます。

(1) 多様な主体による支え合いづくり

様々な生活課題に対して、公的な福祉サービスだけでは対応できないため、住民と多様な主体が協働したインフォーマルな支え合いによる新たなコミュニティづくりを進めます。

目指す姿

《5年後》

- 地域住民、民生委員・児童委員、地区社協、企業・ボランティア、NPOなど多様な主体からなるプラットフォームの形成が、市町の実情に応じて、身近な地域で進んでいます。
- プラットフォームでは、地域支え合いコーディネーター(仮称)等が解決したい課題や各々の主体が把握した地域生活課題を情報共有し、地域のニーズと協力できる主体とのマッチングが行われるなど、多様な主体が連携・協働した取組が始まっています。
- また、このプラットフォームでは、定期的に情報交換会を行い、地域の課題を共有することで、課題の解決に向けた新たな活動が生まれてきています。
- こうしたプラットフォームの情報交換会や交流・活動の場として、既存のサロン等が活用され、住民からの相談を受ける取組なども始まっています。
- また、プラットフォームの活動状況などを発信することにより、活動の場等へ住民の参加が進み、多様な主体による支え合いの土壌が整いつつあります。

《10年後》

- 地域住民、民生委員・児童委員、地区社協、企業・ボランティア、NPOなど多様な主体からなるプラットフォームでは、地域支え合いコーディネーター(仮称)等から受ける地域生活課題などへの対応も実績を重ねてきており、地域の活動者との関係性も深まり、直接地域の活動者と多様な主体が連携・協働した取組も出てきています。
- また、多様な主体が連携・協働した地域の課題の解決に向けた活動が各地で行われ、なかなか行動に移れない者等も巻き込みながら、地域リーダーや地域の活動者も育ってきています。
- 相談・交流・活動の機会づくりによって、住民は困り事を気軽に相談でき、多世代・障害者など住民が出会い、様々な交流や活動が生まれています。
- こうしたプラットフォームの活動に対する県民の認知度や関心度も上がり、一般の参加者も徐々に増加し、「支え合いの“わ”」が全県に広がっています。

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

現 状

- 地域では、災害時の助け合いや、高齢者、障害者、子育て世代など日常生活上の見守り・声かけへのニーズが増加していますが、気づき・見守り・支え合いが減少し、地域の課題の把握と解決に向けて、自ら取り組むことができていません。
- 住民の課題が発見されても、既存のサービスのみでは解決が図れないものがあります。これに対応するには、住民の力を少しずつ借りて、支え合う仕組みが重要となります。
- こうした支え合う仕組みは、生活支援コーディネーターなどの専門職が福祉課題(ニーズ)と、自治会長や民生委員、ボランティアなど地域活動の担い手とのマッチングを行うことにより生まれています。
- また、県内各市町において、市町社会福祉協議会を中心に、自治会長や民生委員・児童委員、ボランティア等の協力により、高齢者サロンや子育てサロンなどの様々な活動が行われており、気づきや見守り合い、健康づくりの場となっています。

課 題

- 現在、活動者のネットワークとしてボランティアセンターがありますが、「複雑・多様化する地域ニーズを十分に把握できていない」、「地域ニーズを充足させる活動を実施している団体がない」など、地域ニーズと活動のマッチングがうまくできていないため、支援につながらない状況があります。
- 専門職が自身の専門外の福祉サービスや活動を把握しきれていなかったり、専門職と企業・ボランティア、NPOなどの多様な主体との連携が不足していることから、地域ニーズに対応しきれていない実態もあり、専門職と多様な主体との連携・協働を進める仕組みづくりが必要です。
- 一方、多くの子育て支援・応援活動がありますが、その情報が届かずに参加できない親子がいたり、町内会に入っていないため自治体の広報誌が届かないなどの理由から、住民に生活情報が十分に行き届いていないなどの状況があります。
- また、多数あるサロン等の場には専門職が赴くことは物理的に困難であり、そのため専門職とのつながりが薄く、住民が気づいた地域生活課題が日常生活圏域の関係機関まで伝わっていないといった課題があります。

取組の方向

① 多様な主体をつなぐ「支え合いの“わ”」の創出

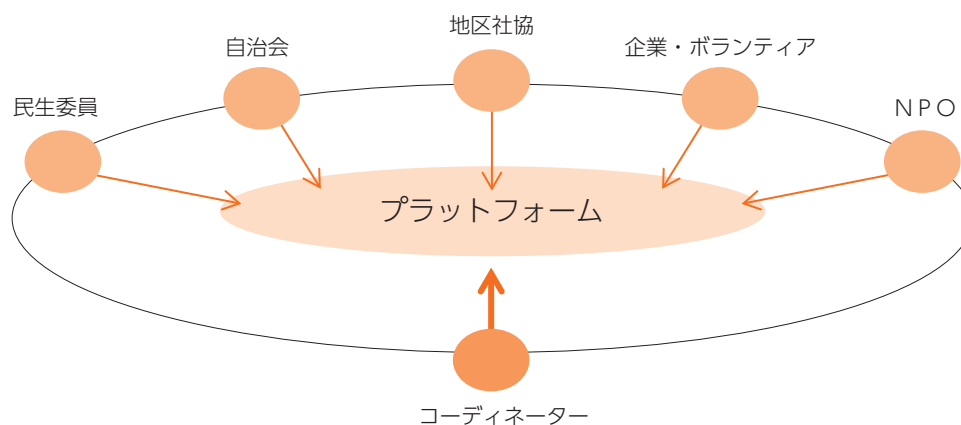
- 市町の実情に応じて、地域で支え合う力の低下や、自ら助けを求められない地域住民の課題に対応するため、地域住民と民生委員・児童委員、企業・ボランティア、NPO、まちづくり協議会等、多様な主体が連携・協働して地域生活課題を共有し、解決に取り組むことが出来るよう、「地域共生プラットフォーム」の形成に努めます。

- このプラットフォームでは、地域支え合いコーディネーター(仮称)がキーパーソンとなって、地域福祉に関心・意欲のある人(主体)と、地域の福祉課題(ニーズ)をつなぐことで、住民の抱える課題の重篤化の抑制やコミュニケーションの増加、共助による支え合いを進めます。

② 多様な主体が協働した活動の創出

- プラットフォームでは、定期的に情報交換会を行い、地域の課題を共有し、解決策を協議することで、「見守り」・「防災」・「子育て」・「環境美化」など、地域生活課題解決型の活動づくりを進めます。

《地域共生プラットフォームイメージ》



③ 地域共生型の相談・交流・活動の機会づくり

- 市町の実情に応じて、住民が身近な地域の情報を得たり、気軽に相談できるとともに、多世代・障害者などの住民が出会い、交流し、支え合うことができる活動の機会づくりに努めます。
- こうした活動の機会づくりの場は、お茶の間サロンや地区社協などの組織・活動等を発展させる方法や、民間施設や遊休施設等を活用して設置する方法等が考えられます。
- 子供から高齢者まで障害の有無を問わず、交流をしたり、地域の課題に取り組む活動に参加することで、住民同士の支え合いが生まれることが期待できます。
- また、人が集うことにより、会話が生まれ、困り事の相談がその中で自然に出てくる場合があります。
- 地域支え合いコーディネーター(仮称)や専門職が、定期的に相談の場に出向き、相談を直接、受け付ける方法も考えられます。

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

お茶の間サロン

【事例紹介】ダイヤサロン(三原市)

概要：昭和49(1974)年から分譲が開始された旧三原市西部にある大型団地。“いつでも、誰でも、気軽集える地域の居場所をつくりたい”という住民の思いから、平成25(2013)年11月にお茶の間サロンを設置

開催日：毎週 月～金 (10:00～16:00)

場所：空き店舗を活用

活動費：寄付金、産直市、オタスケマン活動費、自治会費

オタスケマン活動の流れ

- ① 「ダイヤサロン」が窓口となり、電話・来所での申し込み受付
- ② あんしんサポーターが利用希望者を訪問し、依頼内容を確認
- ③ オタスケマンメンバーの得意分野を踏まえて活動者を決定
- ④ 助け合い活動の実施
- ⑤ 利用者から利用料(クーポン券)を受領、活動報告の作成
- ⑥ ふりかえり会議で活動状況の共有、課題は専門職と交えて協議

活動づくりで工夫したこと

- ① 自治会の活動として位置づけ取り組んだこと
「ダイヤサロン」、「オタスケマン活動」を自治会の活動として位置づけているため、利用者がボランティアも参加しやすい。
- ② 地域住民の声を仕組みに反映させること
全戸へのアンケートで申し込みの把握と活動の仕組みについて意見を集め、利用しやすい仕組みを検討。要称は、住民から募集し、「オタスケマン活動」に決定!
- ③ 利用料を有料にすること
人にお断りすることの気持ちの負担を減らすため、あえて有料の仕組みとした。事前にクーポン券を購入する仕組みにして、金銭トラブルを予防。
- ④ 計画を立て、世話人の目標合わせをしなからずめること
目標(めざす地域の姿)や活動づくりをする計画を立て、みんなで共有しながら話し合い、共有しなからずめることで、短い期間で活動実施へとつながった。
- ⑤ 同じベストを着て活動すること
オタスケマン活動中は、オレンジ色のベストを着用。地域に見えやすい活動にすることが目的。

最近では…

- 地域の関係者や専門職と一緒に「ふりかえり会議」を実施
民生委員や行政の高齢者相談センター、社協と一緒にオタスケマン活動の「ふりかえり会議」を定期的に実施。オタスケマン活動では対応が難しい困りごとを専門職と共有し、解決に向けて話し合う。
- 社協と協働して「オタスケマンの研修」を実施
利用者の困りごとに合わせて活動ができるように、社協に協力してもらい、オタスケマン活動の心構えなどを学ぶ「オタスケマンの研修」を実施。



【事例紹介】くつろぎハウスよこた(安芸高田市美土里町)

概要：美土里町の中心に位置する中山間地域で地区内に商店や病院がない。民生委員の“地域で困っている人をほっとけん、何とかしたい”から平成28(2016)年11月にお茶の間サロンを設置

開催日：毎週 月・水 (9:30～16:00)

場所：美土里高齢者コミュニティC

活動費：参加費300円

「くつろぎハウスよこた」での買い物支援の仕組み


- ① 午前中にサロン参加者から希望商品の注文を受付
- ② スーパーへ希望商品を取りまとめ注文
- ③ 午後、スーパーから配達された商品を受け取り
- ④ 世話人が商品を袋に分け、参加者個々に集金して商品を渡す
- ⑤ 世話人がスーパーへお金をまとめて支払い

買い物支援の仕組みづくりで工夫したこと

- ① サロンを活用した買い物支援の仕組みを考えたこと
身近な場所にあり、地域の住民の集いの場であるサロンの特性を活かして、仕組みを考えた。スーパーにお願いして、お菓子や洗剤など商品棚を設置してもらい、配達だけでなく、目で見て買い物ができるようにした。
- ② 横田地区だけでなく町域で活用できる資源を探したこと
地区内だけでなく町域の広い範囲で考え、協力してもらおうと探した。
- ③ スーパーに全てお願いではなく、地域でできることは一緒に
自分たちだけで考えるのではなく、地域のスーパーにも協力をお願いして仕組みを考えた。スーパーに無理なく協力してもらおうと、商品を袋につめたり、集金や商品を渡したりなど世話人でできることは行う。

最近では…

- サロンや世話人の連絡先を書いたチラシを配布
サロンで地域の人の困りごとを把握しようと、地域のひとり暮らし高齢者など気になる人に、サロンや世話人の連絡先を書いたチラシを配布し、心配ごとがあったらいつでも相談できることを周知。
- 横田お茶の間運営協議会へ専門職も参画
社協や地域包括支援センター、行政などにも運営協議会へオブザーバーとして参画してもらい、サロンで把握した困りごとの対応について話し合う。



引用：「小地域のお茶の間づくりVol.2」(2018.3発行 広島県社会福祉協議会)

地域共生型の相談・交流・活動の機会づくり

【事例紹介】草戸の家(福山市)

- 福山市光学区のサロン「草戸の家」は、空き家を譲り受けたNPO法人と福山市社会福祉協議会との連携による「誰もが共に暮らす地域づくり」の取組を進めています。
- 空き家を所有するNPO法人は、「地域住民が自由に集い、つながる場づくりをしたい」と、その活用方法を検討しており、相談を受けた福山市社協やボランティア希望者を中心に話し合い、平成31(2019)年4月、地域の誰もが集い、つながりづくりができる場として「草戸の家」をつくりました。
- 集いの場づくりのきっかけとして、駄菓子屋(毎週水曜日・10～18時)を開くところから始められました。利用者は順調に伸び、令和元年9月時点で、1日延べ30～40人の子供が利用しています。また、駄菓子屋スペース以外の3部屋を自由に開放し、子供同士が自由に遊んだり、保護者同士が親睦を深めています。
- 「草戸の家」の運営に当たっては、「駄菓子屋は子供たちのサロン」という認識をもち、子供が何でも言える環境づくりを心掛けておられ、「草戸の家」の中では、何があっても自己責任というスタンスをとられています。
- 近所の人からは、「まちが怖いくらい静かだったけど、今はにぎやかな声が聞こえてうれしい」という声も寄せられています。
- 「草戸の家」では現在、駄菓子屋のほか、高齢者向けの体操教室や、お母さんによる昼食会などが行われており、それぞれの取組をつなぎ、多世代での交流を深めていきたいと考えておられます。
- 今後は、地域の関係機関等とのつながりを更に深め、地域生活課題の解決を含めた取組をすすめる予定としており、活動の更なる拡がり期待されます。



第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

(2) 地域支え合いネットワークの構築

地域の生活課題を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、支援につなげる仕組みとして地域支え合いネットワークを構築します。

目指す姿

《5年後》

〔体制整備〕

- 全市町において、地域福祉計画が策定され、その計画に重層的なセーフティネットの構築が位置付けられており、地域の生活課題を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、支援につなげる仕組みづくりが始まっています。
- この重層的なセーフティネットの要となる地域支え合いコーディネーター(仮称)について、市町社会福祉協議会や地域包括支援センターの生活支援コーディネーターなどを養成し、市町の実情に応じて、日常生活圏域及び市町域への配置が進んでいます。
- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関を始めとする様々な相談機能を活用して、経済的困窮、子育て、住まい、就労、ひきこもり等の課題を解決するため、市町域において、各分野が連携して総合的に対応できる相談支援体制の構築が進んでいます。

〔課題の掘り起こし〕

- 地域支え合いコーディネーター(仮称)が、関係専門職等と連携して地域をまわり、民生委員・児童委員、自治会役員などの地域の活動者との関係性を築くことにより、地域生活課題に係る情報が入るようになり、その情報に基づき、地域支え合いコーディネーター(仮称)が中心となって関係専門職等と連携してアウトリーチを行い、課題の掘り起こしを行っています。

〔課題の解決〕

- 地域支え合いコーディネーター(仮称)が把握した地域生活課題は、すぐに関係専門機関につなげ支援が行われるとともに、制度の狭間や複合的な課題については、関係する複数の専門職等が協力して、解決に向けた協議を行い、支援が行われています。
- また、市町の実情に応じて、インフォーマルな支援として、企業・ボランティアやNPOなど、多様な主体の協力を得ることができ始めています。

《10年後》

〔体制整備〕

- 全市町において、自治会などの小地域から市町域まで、「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」、「市町域の関係機関」がつながる重層的なセーフティネットが構築されており、地域生活課題を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、個人の自律を支えながら、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援（伴走型の支援）を提供することができています。

〔課題の掘り起こし〕

- 市町の実情により、地域支え合いコーディネーター（仮称）をはじめとした専門職と地域の活動者の関係もより深まり、地域と企業・ボランティアやNPOなどの多様な主体との直接のつながりもでき、見守り合いや支え合いの活動が進む中、住民間の気づきも多くなり、専門職に寄せられる情報も増加しています。
- こうした情報等を基に、地域支え合いコーディネーター（仮称）など専門職によるアウトリーチも増加しており、本人が支援の必要性を感じていない場合でも、アウトリーチすることにより、状況が重大になる前に発見することができ、とりかえしのつかない状態になることの未然の予防にもつながっています。

〔課題の解決〕

- 更なる高齢化等により、高齢者の単身世帯も増え、地域生活課題は複雑化してきておりますが、これまでの解決事例の蓄積や他の市町での解決事例の共有により、解決策のノウハウもできてきています。
- また、多様な主体との協力についても、関係性が深まり、スムーズに地域生活課題とのマッチングができるとともに、様々な活動が生まれています。

現 状

- 本県では、各市町において県内125の日常生活圏域に、地域包括ケアシステムが構築され、地域包括支援センターで高齢者の相談を受けるとともに、市町社会福祉協議会や地域包括支援センターに、高齢者の生活支援や介護予防の取組の充実を目的に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援の充実に取り組んでいます。
- 障害者への支援については、各市町の日常生活圏域において、相談窓口や相談支援事業所による相談支援が行われています。また、8市では市域に基幹相談支援センターを設置し、対応困難なケースについての助言等を行っています。
- 子育てへの支援については、妊娠・出産から子育て期まで、母子保健と子育て支援が一体となった「ひろしま版ネウボラ」のモデル事業を開始し、尾道市、福山市、三次市、府中町、海田町、北広島町において、ワンストップによる切れ目のないサポート体制の整備を進めています。
- 平成27(2015)年4月、生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の生活困窮者への自立の支援を強化することとされ、各市町において、自立相談支援機関を設置し、生活困窮者の様々な課題を受け止め、支援しています。
- 平成30(2018)年7月豪雨で被災した世帯には、地域支え合いセンターの生活支援相談員により、アウトリーチが行われ、関係機関と連携しながら、適切な支援へつなぐことができています。

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

課題

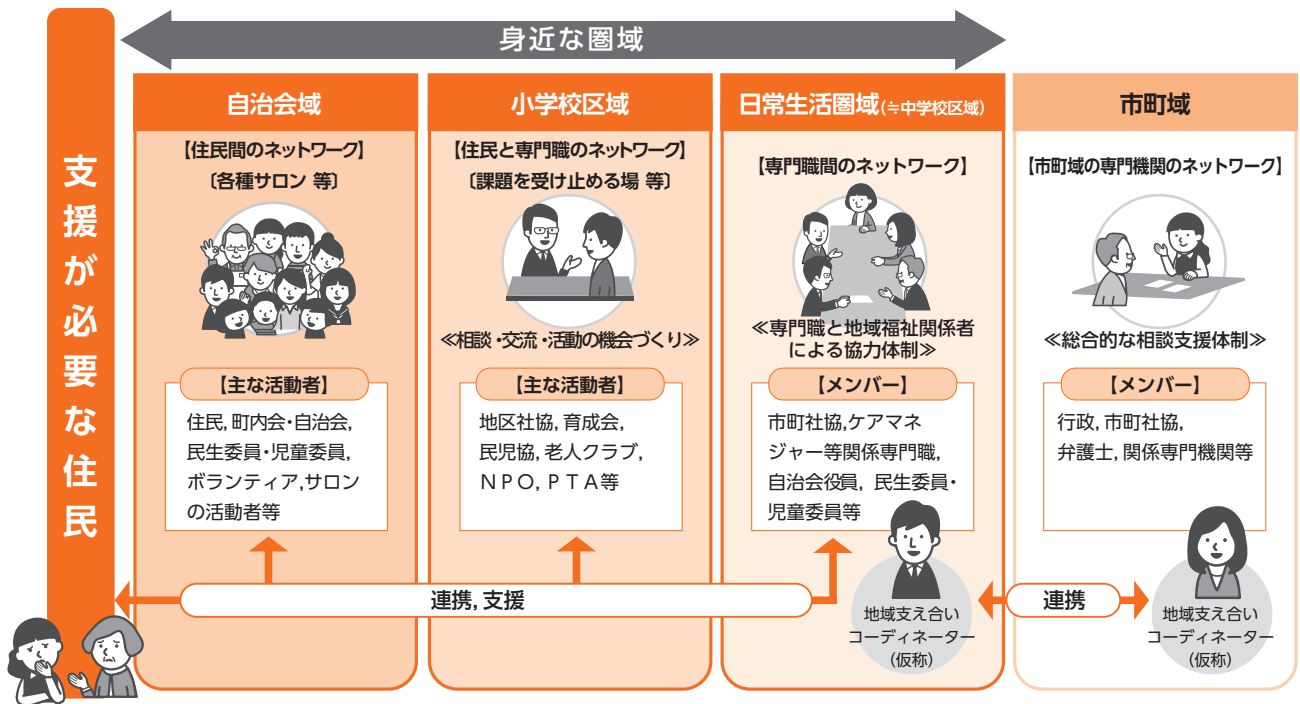
- 高齢者や障害者などの対象者別の支援は充実が図られていますが、8050問題、ダブルケア、ひきこもりなど、福祉課題は多様化・複雑化しており、既存の制度では解決が困難になっています。
- 医療的ケア児やその家族、難病患者、矯正施設退所者など地域の課題として共有されにくい問題もあります。
- 自治会域、小学校区域では、住民が異変に気づいても、身近な圏域に相談窓口がなく、専門職とつながる機会が十分に確保されておらず、専門職が孤立者等の課題を抱えた人の状況を十分に把握できていません。
- 日常生活圏域では、分野別の専門職が活動していますが、他の専門職と連携した地域生活課題への対応が十分にできていません。
- 市町域では、自立相談支援機関が、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、本人やその家族等からの相談に応じ、関係機関と連携・協働しながら、適切な対応につなげていますが、行政組織が制度によって縦割りになっているなどの理由から、自立相談支援機関との連携が不十分であるなど、市町によっては、その対応には差があります。
- 住民と専門職、専門職同士のつながりをコーディネートできる専門職がないため、専門機関が連携できておらず、適切な支援につながっていないケースもあります。
- ひきこもりやゴミ屋敷などの制度の狭間や複合的な課題の解決に当たっては、地域での見守り合いや支え合いを進めるための地域づくり、生きづらさを感じている人へのアウトリーチ、地域と専門職、専門職間の分野横断的な連携を密にする必要があります。
- また、自治会域から市町域までの切れ目のない連携と、専門職・関係機関の連携を強化する必要があり、自治会域、小学校区域、日常生活圏域、市町域間で、住民と専門職、専門職同士のつながりをコーディネートできる専門職を配置していく必要があります。

取組の方向

① 地域支え合いネットワークの構築

- 市町の実情に応じて、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関の機能や県内125圏域で構築されている地域包括ケアシステムの機能の強化、地域支え合いセンターの包括的な相談支援体制の活用などにより、自治会域、小学校区域、日常生活圏域、市町域の圏域において、「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」、「市町域の専門機関」が連携・協働する重層的なセーフティネットを構築し、地域住民の主体性が発揮され、福祉専門職等との協働により、誰もが身近な地域に必要な支援を継続的に受けることができる「地域支え合いネットワーク」づくりを進めていきます。

《地域支え合いネットワーク イメージ》



〔達成目標〕

具体的項目	現状	目標
市町地域福祉計画に地域支え合いネットワークの構築を位置付けた市町数	1市町 〔R 1年度〕	全市町 〔R 6年度〕

② 地域支え合いコーディネーター (仮称) の養成・配置

- 市町の実情に応じて、日常生活圏域と市町域に、市町社会福祉協議会や地域包括支援センターの生活支援コーディネーターなどを養成して、地域支え合いコーディネーター (仮称) の配置に努めます。

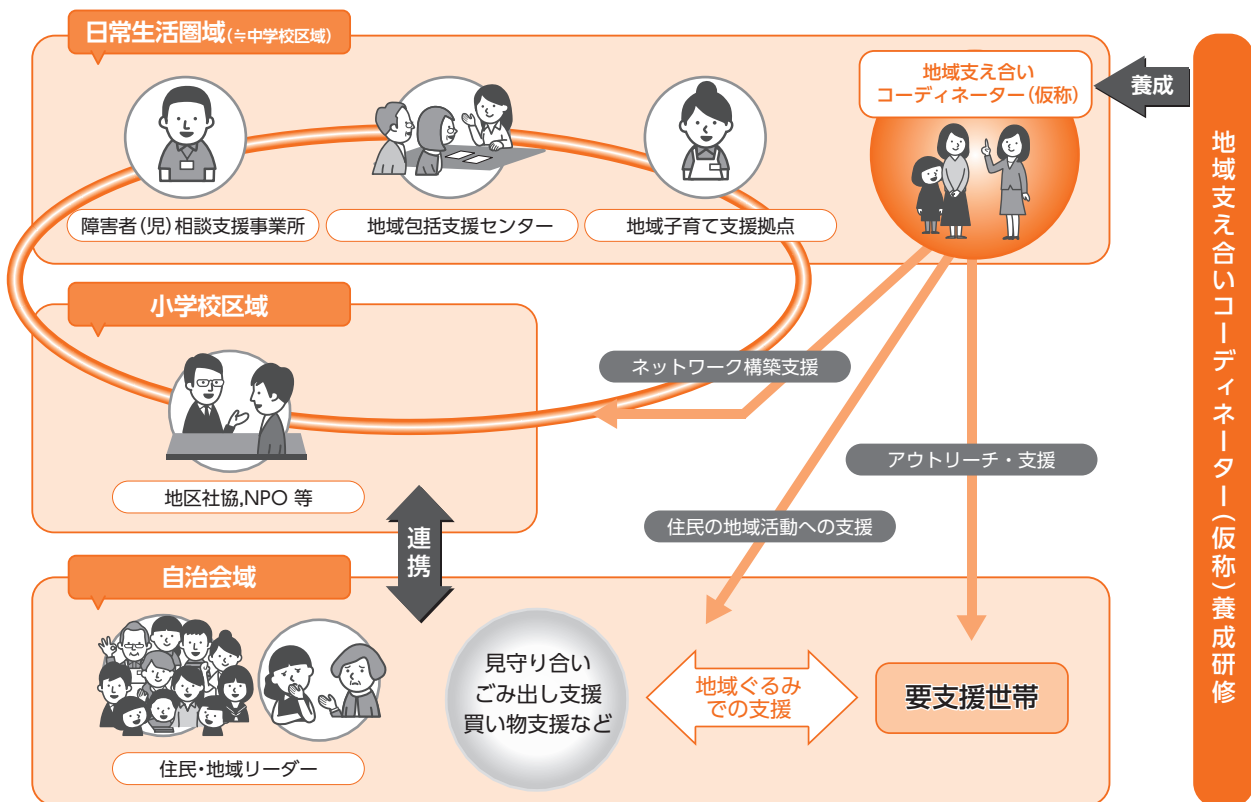
◆地域支え合いコーディネーター (仮称) の配置ケース

- ・専門職として配置
- ・行政職員・生活支援コーディネーターとの兼務
- ・市町社会福祉協議会職員のチームとして配置 など

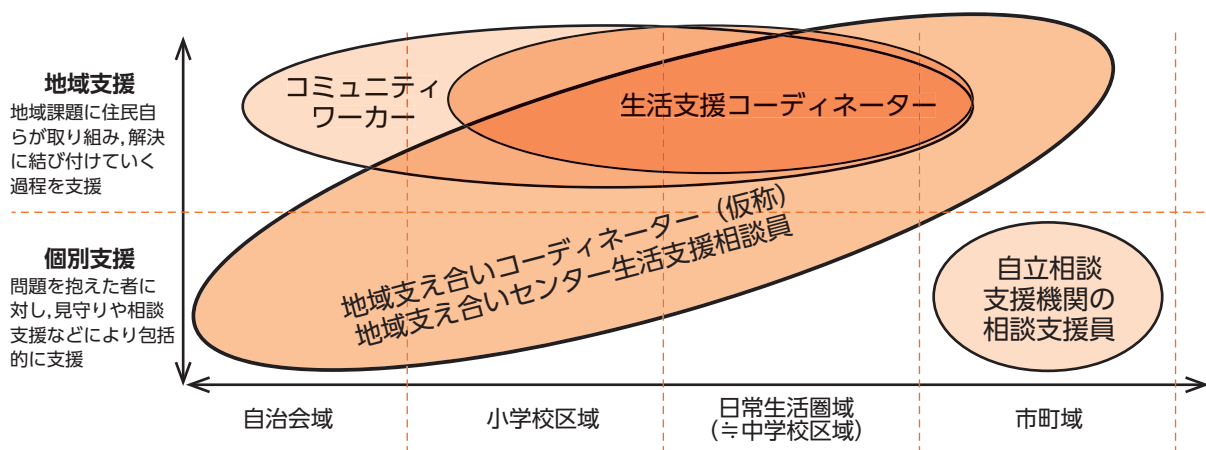
《地域支え合いコーディネーター (仮称) の役割》

- 地域福祉関係者 (民生委員児童委員、自治会役員) との連携を図り、支援を必要とする世帯や気になる世帯の把握に努めます。
- 地域住民からの相談などを基に、気になる世帯や人に対し、アウトリーチを行い、課題の掘り起こしを行います。
- 個人の支援や個人を支える地域を支援するため、地域での学びや居場所の仕組みづくり、住民と企業・ボランティア、NPOなど多様な主体とのつながりづくり、住民と専門職との協働を支援します。
- 既存の制度にはつながらない問題を発見し、課題化し、専門職の分野横断的なつながりをコーディネートすることで、解決に導きます。

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり



【参考】地域支え合いコーディネーター(仮称)と専門職の関係性



【参考】コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の役割分担ケース例

(「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」(大阪府)より)

- ① 一人一地区担当制: 担当地区の個別支援・地域支援を同一のCSWが実施
- ② 複数地区複数担当制: 2つの地区に2人のCSWを配置するなど、複数の地区を複数のCSWが連携し、個別支援・地域支援を実施

※人員不足等のため、一人のCSWが担当する地区が広すぎる場合は、地区内の相談機能を充実させるなど、CSWに過度の負担がかからないように配慮することが必要

③ 市町域における包括的な相談支援体制の構築

- 就労の状況, 心身の状況, 社会とのつながりなど様々な事情から, 経済的に困窮し, 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し, 早期に把握し, 課題がより深刻になる前に解決を図る必要があることから, 市町域では, 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関を始めとする様々な相談機能を活用して, 経済的困窮, 子育て, 住まい, 就労, ひきこもり等の課題を解決するため, 各分野が連携して総合的に対応できる相談支援体制の構築に努めます。

第4章 支え合いを進めるための土壌と仕組みづくり

2 地域共生社会の実現に向けた推進体制

(1) 推進組織の設置

- 地域共生社会の実現に向けて、その実効性を担保するためには、モデル事業を実施する市町の取組支援、モデル事業の効果検証、地域福祉支援計画の進行管理と評価、施策の具体的プログラムの策定・推進、市町との連携等を、地域福祉の専門的な見地を踏まえながら、実施していく必要があります。そのため、重層的なセーフティネットの構築に向け、市町の取組を支援する体制づくりを進めていきます。

(2) 市町の取組に対する県の支援

- 社会福祉法の改正により、平成30(2018)年4月から、市町地域福祉計画の策定が努力義務となっており、県内では、平成31(2019)年4月時点で、15市町が地域福祉計画を策定しています。
- また、改正社会福祉法では、市町は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努め、市町地域福祉計画に記載することで、計画的な体制整備を図ることとされました。
- 今後、各市町が地域福祉計画を新規策定・改定する際には、包括的な支援体制の整備などを計画に位置付ける必要があるなど、計画的な地域福祉を推進することが求められています。
- また、地域福祉計画未策定の市町に対して、市町の実情や未策定となっている要因等を確認し、早期の策定に向けた働きかけを行います。
- モデル事業を実施する市町の取組支援として、地域支え合いコーディネーター(仮称)の養成研修や、地域共生プラットフォームの設置・運営、活動づくり等に係る助言などを行います。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

1 見守り合い・支え合いの推進

目指す姿

《5年後》

〔地域の見守り活動〕

- 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、企業等と「地域見守り協定」に基づいた、安心・安全な地域づくりが進められ、地域では、多様な主体との連携・協働による日常的な見守りや支え合いの取組が広がっています。

〔民生委員・児童委員〕

- 民生委員・児童委員は、地域において、なり手はまだ不足していますが、その役割の重要性や活動内容への理解は県民に広がっています。

〔地域の担い手〕

- 地域活動やボランティア活動に関心があり、参加したいと思う人に、地域の清掃活動やふれあいサロンの運営、高齢者宅の見守りなどの活動の情報が届くことによって、きっかけづくりが進み、参加者が増えてきています。

〔福祉学習〕

- サロンや交流拠点、学校などにおいて、実際の地域ごとの現状・課題を踏まえた実践型のワークショップの開催など、課題解決型の地域福祉学習の機会が提供されており、生きづらさを感じている人や困り事を抱える人への理解が深まっています。

《10年後》

〔地域の見守り活動〕

- 地域では、多様な主体との連携・協働による日常的な見守りや支え合いの取組が定着しています。

〔民生委員・児童委員〕

- 民生委員・児童委員は、その役割の重要性や活動内容への理解が県民に広がり、後継の候補者が増加してきています。

〔地域の担い手〕

- 地域活動やボランティア活動への参加者が増加し、その中から地域リーダーや地域とともに活動する専門職が育ってきています。また、なかなか実際の行動に移れない人を巻き込むための活動の機会が数多く創出され、参加者も増えてきています。

〔福祉学習〕

- サロンや交流拠点、学校などにおける課題解決型の地域福祉学習により、住民の生きづらさを感じている人や困りごとを抱える人への理解が深まり、地域活動への参加につながっています。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

現 状

〔地域の見守り活動〕

- 高齢化や核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者が増加するとともに、孤立死が増加しており、地域社会の中で居場所がなく、ひきこもりがちになる人もいます。
- 市町においては、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、企業等と「地域見守り協定」を締結し、企業等が地域住民の異変を感じた場合に、民生委員児童委員協議会に情報提供し、該当地区の民生委員・児童委員が地域住民への対応を行うという仕組みを構築している市町もあります。

〔民生委員・児童委員〕

- 各地域の民生委員・児童委員は、地域住民からの福祉課題や生活課題など多様な困り事の身近な相談窓口となり、日常的な見守りや相談・支援、関係機関との連絡調整など、地域福祉の推進に重要な役割を担っています。

〔地域の担い手〕

- 本県におけるボランティア活動者数は、ボランティアグループやNPO団体が1,636団体、個人ボランティアを含む活動者数は90,300名ですが、そのうち広島県ボランティアセンターへの登録団体は38団体あり、主な活動としては、地域の清掃活動やふれあいサロンの運営、高齢者宅の見守りなどがあげられます。
- こうした、地域の活動を活発化し、住民の地域社会への参画を促進するためには、地域づくりに取り組む地域人材が求められています。
- 地域づくりは、活動に参加する住民が少ない一方で、参加していないけれども関心がある住民も比較的多くいます。
- 各市町の社会福祉協議会では、お茶の間サロンや地区社協等での見守りや生活支援を進める講座等の開催を支援しており、そこでは、近隣住民の困りごとの共有や意見交換などが行われています。
- 地域では、高齢者や障害者、子供など、分野別の専門職が活動しており、それぞれの制度に則って、相談対応等を実施しています。

〔福祉学習〕

- 各市町では、市町社会福祉協議会による学校を対象とした社会福祉施設での職場体験活動や、車いす体験・高齢者疑似体験などの福祉体験学習への講師派遣が行われています。

《参考》

〔地域の方同士の助け合い〕

- 「困りごとや悩みに対して、地域の方同士での助け合いができていますか」との質問に対して、43.1%が「あまりできていない」、「できていない」と回答
(広島県民意識アンケート調査(令和元(2019)年9月))

〔ボランティア活動や地域活動に参加したいと思える条件〕

- 「どんな条件が合えば、ボランティア活動や地域活動に参加したいと思いますか」との質問に対して45.6%が「時間的に参加可能な内容である」と回答し、19.4%が「活動の目的・内容等の情報が示されている」と回答
(広島県民意識アンケート調査(令和元(2019)年9月))

〔民生委員・児童委員数〕

- 定数6,045名, 現員5,778名(欠員267名) (令和2(2020)年3月1日現在)

課 題

〔地域の見守り活動〕

- 人の出入りが多く、地域コミュニティとの関係が希薄な地域では、住民による気づきや見守りによる発見が少なく、生きづらさを抱えている人がどこにいるのか分かりにくい状況にあります。

〔民生委員・児童委員〕

- 民生委員・児童委員は、地域の複雑・多様化した相談などへの対応が求められている一方、個人情報保護意識の高まりなどにより、地域住民の生活状況の把握が困難になっていることなどから、その負担も大きくなっており、なり手不足が生じています。
- また、身近な圏域の相談窓口である民生委員児童委員制度やその役割、存在が十分に理解されていません。

〔地域の担い手〕

- 災害に係るボランティア活動に対しては多くの住民が参加していることから、市町社会福祉協議会のボランティアセンター等において、ボランティア活動の内容を明確にしたボランティア養成プログラムや募集、活動の広報が必要です。同時に、地域の担い手を養成していく必要があります。
- 分野別の専門職は、地域住民からの相談を包括的に受け止め、地域住民と協働して地域生活課題を解決につなげる力や、他の専門職と連携した地域生活課題への対応が十分ではありません。

〔福祉学習〕

- 市町社会福祉協議会が支援する、生活支援に関する講座等の取組は、その内容や頻度に差異があり、地域福祉への関心度は地域によって差がつくと考えられることから、地域の実情に応じて、計画的に取り組む必要があります。
- 学校と社会福祉施設等との連携による福祉体験学習にとどまることなく、自らの生活基盤である地域社会の中で、地域生活課題に気づき、自分ができることを考え、お互いを支え合う気持ちを育むことができるよう、取組を進める必要があります。

取組の方向

(1) 地域の見守り活動の推進

- 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、企業等と「地域見守り協定」を締結し、連携した見守り活動を行っている市町は20市町あり、引き続き協定に基づいた安心・安全な地域づくりを推進するとともに、地域住民等による日常的な見守りや支え合いの取組等について、その大切さを伝え、より広まるよう普及啓発を行います。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

(2) 民生委員・児童委員の確保

- 民生委員・児童委員のなり手不足を解消するため、活動しやすい環境づくりに向け、広く県民等に対して、民生委員・児童委員の法的な位置付けのほか、役割の重要性や活動内容について普及啓発を行っていきます。

(3) 地域の担い手の養成

- 地域活動やボランティア活動に参加していない人の中でも、「時間的に参加可能な内容であれば参加したい」、「活動の目的・内容等の情報が示されていれば参加したい」という人がいることから、より参加しやすい活動内容の企画、より詳しい活動内容や活動の魅力を伝える広報などに努めます。
- 地域における支え合い活動を推進するため、サロン活動を進めるとともに、地域リーダー養成研修により、サロンの運営など地域で活動する地域リーダーや地域人材の養成に努めます。
- 分野別の専門職が地域住民と円滑に協働できる能力を高めることができるよう、その資質向上に努めます。

(4) 住民の学習機会の充実

- 8050問題やひきこもりなど、多様化・複雑化する地域生活課題を「我が事」としてとらえ、地域で困っている人などを自発的に支援する意識を持ち、具体的な活動につなげるため、実際の地域ごとの現状・課題を踏まえた実践型のワークショップの開催などを推進します。

(5) 学校教育における福祉教育の推進

- 福祉教育の推進に当たっては、家族や仲間、地域の人々、地域の高齢者や障害者の生活を理解するとともに、体験的・実践的な活動を通じ、自ら主体的に社会的な課題を考えたり、話し合ったりできるような学習を実施し、子供一人ひとりが「地域で共に生きる」という意識をもち、行動につなげていけるよう、学校と地域等が連携した福祉教育の取組を進めます。

〔達成目標〕

具体的項目	現状	目標
市町社会福祉協議会による福祉教育推進校による取組	13市町 〔R 1年度〕	全市町 〔R 6年度〕

県の具体的施策

- 民生委員・児童委員が活動しやすいように、市町が確保している各種情報の適切な提供について助言するとともに、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員協議会が行う研修会や情報交換会などの活動費に対する助成を通じ、民生委員・児童委員のスキル向上を支援します。
- 地域リーダー養成研修の実施を支援します。

2 共に支え合う地域づくりの推進

目指す姿

《5年後》

[避難行動要支援者対策]

- 避難情報等発令時の避難行動要支援者への対応について、市町や民生委員・児童委員をはじめ、避難行動要支援者及びその家族、自主防災組織、福祉施設等関係者など、多様な主体が連携・協働して、個別計画の作成が進んでいます。

[外国人の生活支援]

- 県内各地で在住外国人が、リーダーを介して地域とのつながりを持ち、地域の活動に参加するとともに、外国人同士で生活に有益な情報を共有できる仕組みが整いつつあります。また、医療、防災等の各分野で多言語対応が進み、緊急時により安心できる生活環境の整備が進んでいます。

[矯正施設退所者の地域定着]

- 矯正施設退所者が地域で自立した生活を過ごせるために、地域生活定着支援センターと地域住民、関係機関が連携して、住まいの提供や福祉サービスへのつなぎ等が進んでいます。

[社会福祉法人による地域公益活動]

- 各市町において、社会福祉法人がその専門性を生かし、市町や社会福祉協議会、関係団体との連携により、地域公益活動に取り組めるためのプラットフォームが構築され、社会福祉法人間の連携による「子供の居場所づくり」や「暮らしの相談窓口の設置」など、地域の実情に応じた、様々な地域公益活動が進んでいます。

《10年後》

[避難行動要支援者対策]

- 避難情報等発令時の避難行動要支援者への対応について、市町や民生委員・児童委員をはじめ、避難行動要支援者及びその家族、自主防災組織、福祉施設等関係者など地域の多様な主体が連携・協働した取組が定着し、個別計画の作成が全市町でできています。

[外国人の生活支援]

- 外国人が、孤立することなく地域へ溶け込んで、安心して生活できる環境が整っています。

[矯正施設退所者の地域定着]

- 矯正施設退所者が地域で自立した生活を過ごせるため、地域生活定着支援センターと地域住民、関係機関が連携して、住まいや就業機会の提供などが行われ、地域で安心して生活ができる環境が整っています。

[社会福祉法人による地域公益活動]

- 各市町において、社会福祉法人を巻き込んだプラットフォームが構築され、社会福祉法人間の連携による「子供の居場所づくり」など、地域の実情に応じた、様々な地域公益活動が定着しています。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

現 状

[避難行動要支援者対策]

- 高齢者や障害者などの要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難な方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町に義務付けられ、本県では全市町で作成が完了していますが、実際の避難に当たっての個別計画の作成については、全部作成済の市町は、令和元(2019)年6月現在、2市町となっています。
- 避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする高齢者や障害者が避難の対象となる福祉避難所は、平成31(2019)年2月現在、県内380施設が指定されています。

[外国人の生活支援]

- 県内で生活する外国人が増加する中、外国人と地域住民とのコミュニケーションが少なく、国際交流に関わる県民の割合は低いという状況があります。また、医療、防災、教育、住宅等の各分野での多言語対応や、サービスを受けられるための仕組みづくりが不十分であるという状況があります。
- 特に、平成31(2019)年4月に新たに創設された特定技能労働者は、言葉が十分通じないことで排他的な対応を受けたり、転職が可能になったことなどにより、これまで以上に地域とのつながりが希薄になり、社会的な孤立を招くなどの懸念があります。

[矯正施設退所者の地域定着]

- 矯正施設退所者の多くは、安定した職業に就くことができない、住居を確保することができないなどの理由により、円滑な社会復帰が困難な状況にあります。

[社会福祉法人による地域公益活動]

- 社会福祉法人においては、平成28(2016)年の社会福祉法改正により、「地域における公益的な取組」(地域公益活動)の実施に関する責務規定が創設され、本県においては、平成29(2017)年から、広島県社会福祉法人経営者協議会により、各市町にプラットフォームを設置し、法人が協力して公益的な活動ができる仕組みの構築が進められています。

《参考》

[避難行動要支援者の個別計画の作成状況]

- 全部作成済2市町、一部作成済20市町、未作成1市
(消防庁調査：令和元(2019)年6月1日現在)

[福祉避難所の指定状況]

- 県内380施設(平成31(2019)年2月現在)
(高齢者施設270、障害者施設88、児童福祉施設4、その他社会福祉施設4、その他14)

[外国人に対する県民の意識と行動]

- 8割の県民が地域の国際化が必要との回答に対し、国際交流又は支援に関わる県民の割合は4分の1程度であり、意識と実際の行動の間にギャップがある
(広島県政世論調査(平成29(2017)年))

[外国人技能実習生等の状況]

- 技能実習生及び日本語学校生等, 大学生等ともに9割以上が近所の日本人と仲良くなりたい, 交流の手段としては5割以上が近所の行事に参加したいとの回答に対し, 近所の日本人と実際に話をする頻度は, 技能実習生の85.3%, 日本語学校生等の76.1%, 大学生等の64.7%があいさつ程度又は会話がないと回答
(広島県外国人材就労意向調査[令和元(2019)年])

[矯正施設退所者の状況]

- 全国約7,200名(うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000名)
(法務省特別調査[平成18(2006)年])

[保護観察対象者の状況]

- 県内における保護観察終了者741名中194名が無職のまま保護観察終了(うち少年349名中28名が無職のまま保護観察終了)
(法務省調査[平成30(2018)年])

課 題

[避難行動要支援者対策]

- 避難情報等発令時の避難行動要支援者においては, 避難行動の支援者への事前の情報提供について避難行動要支援者の同意が得られないこと, 地域住民の自助・共助の意識が低い地域があること, 要支援者を支援する担い手が不足していること, 防災や福祉の専門スキルがないことなどから, 避難行動要支援者の個別計画の作成が進んでいません。
- 特に, 在宅の要介護高齢者や重度障害者に係る個別計画の作成に当たっては, 民生委員・児童委員だけでなく, 福祉の専門スキルを有した福祉の専門職や各関係社会福祉施設等が関わることに より, 実効性の高い避難支援を検討していく必要があります。
- 災害時に避難行動要支援者が, 安心して早期に避難や短期入所等ができる施設の指定・確保は, 地域によってばらつきがあるとともに, 高齢者を対象とした施設が多いことから, 障害者等の要配慮者の特性に応じた福祉避難所を確保する必要があります。
- 避難所で生活する避難行動要支援者の医療ニーズ等が迅速に把握できる体制を構築する必要があります。

[外国人の生活支援]

- 外国人については, 特定技能制度の創設により転職が可能になり, これまで以上に地域とのつながりが希薄になり, 生活習慣や文化が理解されないために, 社会的な孤立を招く懸念があります。
また, 相談窓口等の情報が届いていない, 医療, 防災など各分野での多言語対応が十分でないという状況があります。

[矯正施設退所者の地域定着]

- 矯正施設退所者については, 地域によっては, 受入れ側の地域住民や企業, 福祉施設等の理解と協力が十分ではなく, 受入れ体制が整っていません。
- また, 少年の再非行を防止し, 社会復帰につなげるためには, 就労による経済的自立が必要と考えられますが, 少年には, 自分の適性や就きたい仕事に分からないこと, 受け入れる事業者には, 非行や罪を犯した少年を雇用することへの不安があります。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

〔社会福祉法人による地域公益活動〕

- 小規模な社会福祉法人は、経営基盤や職員体制の脆弱性などにより、意欲はあっても、地域公益活動を行うことが困難になっています。

取組の方向

(1) 避難行動要支援者対策の推進

- 避難情報等発令時の避難行動要支援者対策について、市町や民生委員・児童委員をはじめ、避難行動要支援者及びその家族、自主防災組織、福祉施設等関係者など、地域の多様な主体による連携・協働した情報提供の仕組みづくりや役割分担による避難支援の取組を推進します。
- 個別計画の作成においては、防災分野と福祉分野の連携も必要なことから、各社会福祉施設団体と結んだ協定等をもとにして、福祉の専門スキルを有した福祉の専門職や各関係社会福祉施設等が協力した取組を推進します。
- 配慮を必要とする高齢者・障害者に対しては、ケアマネジャー・相談支援専門員の研修等において、災害時の対応もケアプラン・サービス等利用計画作成時に検討するように依頼するなど、災害時の避難支援方法を整理する取組を推進します。
- 日常的に医療的ケアが必要な障害児者を支援する人材の育成や、避難時における受入環境の整備に向けて、医療型短期入所施設の開設支援等の取組を推進します。
- 各社会福祉施設団体と結んだ協定をもとに、各社会福祉施設等に対する福祉避難所の指定促進を行うとともに、先進市町の取組を紹介するなど、市町における福祉避難所の確保を推進します。
- 避難行動要支援者の医療・服薬情報や緊急連絡先について、ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)の活用など、ICTを活用した情報登録・確認を推進します。

〔達成目標〕

具体的項目	現状	目標
避難行動要支援者に係る個別計画の策定市町数	21市町 〔R 1年度〕	全市町 〔R 6年度〕
社会福祉施設関係団体との災害時の協力関係構築市町数	1市町 〔R 1年度〕	全市町 〔R 6年度〕

(2) 外国人の生活支援の充実

- 外国人が地域とつながりを持ちながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりを進めます。
- 外国人に、地域行事や生活に関連した有益な情報を積極的に発信します。
- 生活相談や、医療、防災等の各分野での多言語化を進めます。

〔達成目標〕

具体的項目	現状	目標
国際交流又は支援に関わる県民の割合	27% 〔R 1年度〕	30% (予定) 〔R 5年度〕
生活で困っていることがないと答えた外国人の割合	33.1% 〔R 1年度〕	40% 〔R 5年度〕

(3) 矯正施設退所者の地域定着支援

- 矯正施設退所者の再犯防止や、地域での自立した生活を実現するために、支援の必要な人に対し、住居や生活保護等の福祉サービスへつなぐ等、行政や社会福祉協議会などによる相談・連携等を推進します。
- 地域住民や関係機関に対し、矯正施設退所者が円滑に社会に溶け込めるよう、広島県地域生活定着支援センターの事業について、普及啓発を行います。
- 個別性の高い対人支援に対応できるよう、広島県地域生活定着支援センター※職員に対し研修等を実施し、職員のスキルアップに努めます。
- 保護観察を無職で終えた少年に対して、個々に受入事業所を紹介するとともに、事業者の協力を得て、実際の職場で短期の就労体験を実施するなどの就労支援を行います。また、様々な事情で就労が困難な少年に対しては、国、県、更生保護団体等で協議し、就労以外の支援を検討します。

※広島県地域生活定着支援センター…高齢者や障害のある人が矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、生活に必要な福祉サービスにつなげるための支援や、住まいの確保などを実施。

(4) 社会福祉法人による地域公益活動の促進

- 各社会福祉法人が、その専門性を活かし、市町や社会福祉協議会、関係団体との連携により、地域公益活動に取り組めるよう、各市町において、より多くの社会福祉法人を巻き込んだプラットフォームの構築を進めます。
- そのプラットフォームを基盤に、社会福祉法人の専門性を活かした活動方策の検討や、社会福祉法人間の連携による、「子供の居場所づくり」や「暮らしの相談窓口の設置」など、地域の実情に応じた、様々な地域公益活動を推進・支援します。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

県の具体的施策

- 避難行動要支援者の個別計画の作成に向けて、福祉の専門職や社会福祉施設等の協力関係の構築を支援します。
- 市町と連携しながら、地域住民と外国人の交流行事等の中で、リーダー的な特性を持つ人物を発掘し、地域特性やニーズを踏まえた役割を担っていただく取組を進めます。
- 県ポータルサイトから、医療、防災等の生活関連情報や、地域行事、イベント情報等を多言語でSNS等により発信します。
- 市町における多言語相談体制の充実を促進します。
- 中高学生等を対象に、外国人による多文化理解講座等に取り組みます。
- 地域生活定着支援センターを運営し、矯正施設退所者に対して、退所後の受入施設の確保や福祉サービスへのつなぎなどの支援を行います。

3 権利擁護の推進

目指す姿

《5年後》

- 地域連携ネットワークの構築が全市町で着手され、司法、福祉、医療等の連携により、支援が必要な対象者が把握され、財産管理だけでなく、意思決定支援や身上保護の福祉的な観点からの必要な支援が始まっています。

《10年後》

- 認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分なために権利擁護支援を必要とする人が、司法、福祉、医療等の連携により、意思決定支援や身上保護の福祉的な観点から支援を受けることができている。

現 状

- 認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、判断能力の不十分な方々の財産管理や介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結などを支援する成年後見制度の利用の必要性が高まっていますが、利用が進んでいない状況があります。
- 国が平成29(2017)年に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、市町においても計画策定等を求められていますが、県内市町においては、策定が進んでいません。

《参考》

・福祉サービス利用援助事業延べ利用者数：12,625人〔平成30年度〕

課 題

- 成年後見制度は、意思決定支援や身上保護※の福祉的な視点に乏しい運用がなされているケースがあり、また、後見人を支援する体制が不十分であるなど、利用者がメリットを実感できていません。

※身上保護…生活、療養看護に関する事務のこと。具体的には、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行うこと。

取組の方向

- 認知症などで判断能力が不十分な人の日常的な金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業(かけはし)のより一層の周知を図ります。
- 市町に対して、市民後見人の養成や成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する情報提供や助言等を実施します。

第5章 地域福祉を推進するための諸施策

- 市町が行う司法, 福祉, 医療等が連携した仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)の構築を支援するとともに, 福祉サービス利用援助事業(かけはし)から成年後見制度に至るまでの切れ目ない支援をしていきます。

〔達成目標〕

具体的項目	現状	目標
成年後見制度利用促進基本計画(市町計画)に地域連携ネットワークの構築を位置付けた市町数	0市町 〔R1年度〕	全市町 〔R6年度〕

県の具体的施策

- 市町の司法, 福祉, 医療等が連携した権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて, 市町職員等を対象とした研修の実施や, 弁護士や司法書士などの専門家による助言などの支援を行います。
- 福祉サービス利用援助事業(かけはし)を担う専門員が, 生活困窮などの複雑な諸問題に対応できるよう, 県社会福祉協議会が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援し, 事業の適切な運営を図ります。
- 成年後見事業(法人後見)を未実施の市町社会福祉協議会に対して, 県社会福祉協議会が実施する取組を支援します。
- 引き続き, 市民後見人の育成を行う市町を支援するとともに, 未実施の市町に対して実施に向けた働きかけを行います。

1 用語解説

ア行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも、自ら相談機関に相談に行けない個人や家族に対して、支援者が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける支援方法。
インフォーマルな支え合い（インフォーマルな支援）	介護保険のような行政が公式（フォーマル）に行うサービスではなく、NPO、企業、ボランティア、社会福祉法人、自治会など地域の多様主体が行う生活支援サービス。
お茶の間サロン	広島県社会福祉協議会が開設を支援する、主に自治会や住民主体で運営されるサロン。広島県社会福祉協議会が養成する「あんしんサポートリーダー（地域リーダー）」が開催日に常駐している。住民は気軽にサロンに立ち寄り、困り事があれば、地域リーダーに相談できる。地域リーダーは、聞き取った相談を、緊急性の高いものは即座に社会福祉協議会職員につなぐなどの対応を行っている。

カ行	
基幹相談支援センター	障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を実施する。また、相談支援事業者に対する指導や助言、関係機関の連携強化への取組も実施する。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均。ほかに介護保険の情報をもとにした算定方法として「日常生活動作が自立している期間の平均」もある。
権利擁護	人間としての権利を保障することで、高齢者や障害者など弱い立場にある人々の人権侵害（財産侵害や虐待など）が起きないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として権利やニーズの表明を行うこと。
避難行動要支援者に係る個別計画	一人暮らしの高齢者や要介護者、障害者等に対し、「誰が、どこに、どのように避難支援する」という具体的な内容を定めた、個別の避難計画。
コミュニティソーシャルワーカー	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートの役割を担う専門職。具体的には、支援を必要とする人に対し、安否確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行う。また、住民同士の支え合い活動支援のほか、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るため、関係機関などに働きかけを行う。

サ行	
サロン	地域住民が、地域の中で仲間づくりや交流を行い、人と人とを結び触れ合いの場。
社会的孤立	家族や知人、職場や地域との関係が希薄で、他者との関わりがほとんどないために、何らかの生活上の困難が生じたときに、周囲の方々から気付かれず、支援につながりにくい状態にあること。
社会福祉協議会	社会福祉法において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉法人。
社会福祉施設	高齢者や子供、障害のある方々に福祉サービスを提供する施設。これらの方々が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的とする。
相談支援事業所	障害者総合支援法に基づき、障害のある人の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービスの利用についての計画の作成や地域生活への移行などの支援を行う事業所。
自主防災組織	地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織。平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給水給食などの活動を行う。
自立相談支援機関	生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、個別の支援計画の作成や就労支援など、相談者に寄り添いながら、自立に向けた伴走型支援を行う機関。
生活困窮者自立支援制度	平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。
制度の狭間	何らかの課題があるにも関わらず、既存の制度やサービスの対象とならず、解決が困難な状況に陥っている状態。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安心や安全を提供するための仕組み。
専門職	地域の医療・介護・保健・福祉等に関する専門的知識をもつ職員。 〔一例〕 ・社会福祉協議会の個別支援・地域支援担当職員等(福祉活動専門員等) ・地域包括支援センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等 ・介護サービス従事者等 ・障害者(児)相談支援事業所の相談支援専門員等 ・医師・看護師等
ソーシャル・キャピタル	「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる、社会組織に特徴的な資本を意味し、従来の物的資本、人的資本などと並ぶ新しい概念。

タ行	
ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。
地域公益活動	社会福祉法人に求められる、「社会福祉事業・公益事業を行うにあたって提供される」、「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対する」、「無料・低額な料金で提供される」との3要件をすべて満たす福祉サービス。
地域子育て支援拠点	地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場。公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となっている。
地域支え合いセンター	平成30年7月豪雨災害被災者の孤立死や自殺の発生防止、並びに早期の生活再建を支援するため、「見守り支援」・「日常生活上の相談支援や生活支援」・「住民同士の交流機会の提供」・「地域社会への参加促進」など、被災者に対する支援を一体的に提供する。県地域支え合いセンター（広島県社会福祉協議会内）及び12市町の市町地域支え合いセンター（市町社協内等）からなる。〔令和2年2月1日時点〕
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供する体制。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として、市町村が設置するもの。
地区社協 (地区社会福祉協議会)	地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の生活課題や困り事を自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携しながら解決に向けて協議し、誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくりを目指す、地域住民主体の活動組織団体。

ナ行	
日常生活圏域	日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や介護サービス基盤の整備状況等を勘案して市町が定める圏域。本県全体では125圏域が設定されている。

資料編

八行	
8050問題	長期間のひきこもりなどにより50代前後の子供を, 80代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する社会問題。
避難行動要支援者	要配慮者のうち, 災害が発生し, または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって, 円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするもの。(災害対策基本法第49条の10第1項)
ひろしま医療情報ネットワーク (HMネット)	広島県及び広島県医師会で構築し, 広島県医師会が運営する医療情報連携ネットワーク。医療機関の間で診療情報を共有する基本機能に加えて, HMネットに参加した患者が, 自分の既往症やアレルギー情報, 緊急連絡先などをHMネットに登録し, 緊急時に救急隊や医療関係者等がこれらの情報を確認できる機能(電子版 命の宝箱)を備える。このほか, 提携する「電子お薬手帳」アプリを使って, 正確な服薬状況の確認も可能。
ひろしま版ネウボラ	子育ての安心感を醸成するため, すべての子育て家庭を対象に, 傾聴・対話によるポピュレーションアプローチを行い, 子育て家庭との間に信頼関係を構築しながら, リスクに対しては早期に適切な支援を提供するなど, 妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする体制。
福祉サービス利用援助事業	広島県社会福祉協議会や市町社会福祉協議会が, 判断能力が低下し, 生活等に不安を抱える人に対して, 福祉サービスの利用援助や, 金銭管理等のサービスを提供するもの。
福祉避難所	高齢者, 障害者, 乳幼児などの要配慮者のための避難所。介助や相談などの支援, 手すりや仮設スロープの設置など, 要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備されている。
ボランティアセンター	ボランティア活動に関する相談窓口, ボランティア活動への参加を促すための情報収集・提供, 研修会の開催, 関係機関等との連携など, ボランティアに関する拠点としての活動を行う組織。

ヤ行	
要配慮者	高齢者, 障害者, 乳幼児その他特に配慮を要する者。(災害対策基本法第8条第2項第15号)

ワ行	
ワークショップ	コミュニティ活動の場等で, 講師の話を一方向的に聞くのではなく, 参加者自らが討論に加わって合意形成を図ったり, 体験したりするなど, あらゆる分野で広く用いられている手法。

2 広島県地域福祉支援計画の策定に係る検討経過

令和2年度から令和6年度を計画期間とする「広島県地域福祉支援計画」の策定について、「広島県地域福祉支援計画策定委員会」を設置し、策定に向けた協議を行うとともに、広島県社会福祉審議会においても協議を行いました。

また、計画の具体的な検討を行うため、令和元年度に地域福祉計画を策定する市町や、市町社会福祉協議会の専門職などとの意見交換を行う「座談会」を随時開催しました。

さらに、令和2年2月～3月には、パブリック・コメントを実施し、広く県民等から意見を募り、策定に至りました。

年月日	審議会・委員会等	検討事項
令和元年5月14日	広島県地域福祉支援計画策定に係る第1回座談会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念及び目指す姿 ・地域福祉推進に係る現状の取組・課題 ・包括的支援体制の構築に向けた課題
令和元年6月12日	第1回広島県地域福祉支援計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定趣旨 ・計画の位置付けと計画期間 ・現状分析 ・基本理念 ・目指す姿
令和元年8月7日	第2回広島県地域福祉支援計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会における意見の整理 ・計画の骨子（案）
令和元年8月30日	第1回広島県社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子（案）
令和元年10月11日	広島県地域福祉支援計画策定に係る第2回座談会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における拠点の在り方 ・地域リーダー及び地域人材の確保・育成 ・重層的なセーフティネットの構築
令和元年11月29日	第3回広島県地域福祉支援計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案
令和元年12月2日	第2回広島県社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案
令和2年2月～3月	パブリック・コメントの実施	
令和2年3月〔書面開催〕	第4回広島県地域福祉支援計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の計画案
令和2年3月〔書面開催〕	第3回広島県社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の報告

3 広島県地域福祉支援計画策定委員会 委員名簿

所属	職名	名前	備考
広島修道大学国際コミュニティ学部	教授	伊藤 敏安	委員長
関西学院大学人間福祉学部	教授	藤井 博志	
ローカリズム・ラボ	代表	井岡 仁志	副委員長
社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会	会長	蛭江 紀雄	
三原市高齢者福祉課	課長	石原 洋	
熊野町民生部	次長兼民生課長	西岡 隆司	
社会福祉法人広島県社会福祉協議会	事業部長	仁志田 訓司	
社会福祉法人福山市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課	課長	鳥海 洋治	
社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会 地域福祉課	課長補佐	梅本 登志子	
広島県地域支え合いセンター	センター長	吉野 篤史	
江田島市地域支え合いセンター	地域福祉課長	金田 洋二	
広島県社会福祉法人経営者協議会	理事	遠部 敦也	
広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	副会長	小山 峰志	
福山市連合民生委員・児童委員協議会	会長	佐藤 裕幸	
公益社団法人広島県社会福祉士会	会長	山中 康平	
特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター	専務理事	松原 裕樹	
社会福祉法人広島県共同募金会	常務理事・事務局長	佐々木 忠	
公益財団法人広島県老人クラブ連合会	事務局長	金岡 峰夫	
公益財団法人ひろしまこども夢財団	評議員	坂本 牧子	
一般社団法人広島県身体障害者団体連合会	会員代表	添田 龍彦	
一般社団法人広島県手をつなぐ育成会	会長	金子 麻由美	
特定非営利活動法人 K H J 全国ひきこもり家族会連合会 K H J 広島「もみじの会」	代表	藤岡 清人	
広島難病団体連絡協議会	会長	後藤 淳子	
呉昭和自主防災連合協議会	会長	松田 政和	
広島県生活協同組合連合会	専務理事	高田 公喜	
ひろしま里山・チーム500	メンバー	佐藤 亮太	
広島県商工会連合会	事務局長	遠山 哲美	

4 広島県地域福祉支援計画策定に係る座談会 構成団体

区分	所属	職名	名前
市 町 社 協	呉市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援グループ	主事	越智 美幸
	三原市社会福祉協議会 三原市障害者生活支援センタードリームキャッチャー	相談支援専門員	柳原 綾
	尾道市社会福祉協議会 サポートセンター	主任	高橋 望
	福山市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課	主事	高尾 栄利子
	三次市社会福祉協議会 三良坂支所	支所長	安井 ひろえ
	庄原市社会福祉協議会 南部地域事務所・□和センター	次長	須安 登茂美
	東広島市社会福祉協議会 地域福祉課	課長補佐	邑岡 哲哉
	江田島市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係	係長	土手 悠介
	府中町社会福祉協議会	生活支援 コーディネーター	榎山 亮
	安芸太田町社会福祉協議会	主任	戸田 佑樹
市 町	府中市福祉課		
	大竹市地域介護課		
	東広島市社会福祉課		
	安芸高田市社会福祉課		
	江田島市社会福祉課		
	海田町社会福祉課		
	熊野町民生課		
	北広島町福祉課		
	神石高原町福祉課		
県 社 協	広島県社会福祉協議会 地域福祉課		
県	広島県健康福祉局地域支え合い担当		

5 広島県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 広島県における地域福祉の推進及び地域共生社会を実現するため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画として策定する広島県地域福祉支援計画の内容に関する検討を行うことを目的として、広島県地域福祉支援計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 策定委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 市町の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- (5) 市町による地域福祉の推進のための包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- (6) その他広島県の地域福祉の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、次のうちから、広島県知事が委嘱する委員で構成する。

- (1) 地域福祉に関する学識を有する者
- (2) 社会福祉協議会の職員
- (3) 地域福祉又は社会福祉の推進を図ることを目的とする団体の職員
- (4) 市町職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、総括する。

(副委員長)

第6条 策定委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、第3条に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 策定委員会に事務局を置き、広島県健康福祉局地域支え合い担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

2 この要綱は、令和2年3月31日限りで、その効力を失う。

6 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

資料編

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉, 障害者の福祉, 児童の福祉その他の福祉に関し, 共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には, 同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は, 市町村地域福祉計画を策定し, 又は変更しようとするときは, あらかじめ, 地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに, その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は, 定期的に, その策定した市町村地域福祉計画について, 調査, 分析及び評価を行うよう努めるとともに, 必要があると認めるときは, 当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は, 市町村地域福祉計画の達成に資するために, 各市町村を通ずる広域的な見地から, 市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉, 障害者の福祉, 児童の福祉その他の福祉に関し, 共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は, 都道府県地域福祉支援計画を策定し, 又は変更しようとするときは, あらかじめ, 公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに, その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は, 定期的に, その策定した都道府県地域福祉支援計画について, 調査, 分析及び評価を行うよう努めるとともに, 必要があると認めるときは, 当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

広島県地域福祉支援計画

令和2(2020)年4月策定

広島県 健康福祉局 地域共生社会推進課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-3136 FAX 082-223-3572

